

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	高齢者家賃等助成事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	板倉久江	内線	2675
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	高齢者家賃等助成事業費（01 - 21 - 01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	21年度	根拠法令等	荒川区高齢者家賃等助成事業補助金交付要綱
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	良質で防災上にも優れた住宅に転居する高齢者世帯又は住宅の取り壊し・賃貸事業の廃止等により立ち退きを求められている高齢者世帯に対し、転居後の家賃等の一部を助成し、負担を軽減することによって、高齢者世帯の住環境の改善や居住の安全・安心を図り、もって高齢者の福祉の増進に資するものとする。				
対象者等	<p>75歳以上のひとり暮らし世帯又は75歳以上の者を含む70歳以上の者のみで構成されている世帯                  区内に引き続き2年以上住所を有していること。                  民間賃貸住宅に居住し、良質で防災上にも優れた民間住宅に転居する世帯又は住宅の取り壊し・賃貸事業の廃止等により立ち退きを求められている世帯                  次のいずれかの事項に該当する民間賃貸住宅に1年以上居住していること。ただし、本人の意思によらない事由による転居を除く。昭和56年の建築基準法施行令の新耐震基準に適合していないこと。住戸の専用面積が18㎡未満であること 住戸に浴室又はトイレが設置されていないこと。                  次の事項にすべて該当する民間賃貸住宅に転居すること。（転居には、現在居住している民間賃貸住宅の建て替えを含む。）昭和56年の建築基準法施行令の新耐震基準に適合していること。住戸の専用面積が25㎡以上であること、ただし、平成18年9月18日以前に建築された住宅については18㎡以上とする。                  住戸に浴室又はトイレが設置されていること。                  賃貸借契約に定める賃貸料を納入できる見込みのあること。                  原則として独立して日常生活を営むことができること。                  住民税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の滞納がないこと。                  生活保護世帯でないこと。                  前年度の住民税が非課税であること</p>				
内容	家賃 転居後家賃と転居前家賃の差額で、月額4万円を限度とする。 転居一時金 礼金、権利金：家賃助成額の2月分を限度とする 仲介手数料：家賃助成額の1月分を限度とする 契約更新料 更新後家賃助成額の1月分を限度とする。 転居費用：4万円を限度とする				
経過	【旧制度】 平成3年4月事業開始 当時の経済状況等の影響により、いわゆる地上げによる立退き要求により住宅に困窮する高齢者に対する援助策として実施。 平成12年9月 新たに助成期間設定する等の要綱改正 平成17年3月 新規受付終了 平成19年3月 事業終了 経済状況の変化等により、必要性がなくなったため事業終了				
必要性	最近の経済状況や防災面において、高齢者がより安全な住宅へ居住するためには、必要である。				
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額						1,609	6,416	
決算額						3		
人件費						814		
【事務分担当】（%）						10		
合計（+）	0	0	0	0	0	817	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	817	0	
実績の推移	事項名							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
	助成申請者数					0	10	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用			消耗品	3	消耗品	16
	負担金補助及び交付金			家賃補助	0	家賃補助	4,800
				転居一時金	0	転居一時金	1,200
				仲介手数料等	0	転居費用	400

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(25年度)	
	助成申請者数			0	10		22年度は予算件数

（問題点・課題）	相談の時点で年齢要件で非該当になるケースがあるため見直しをする。また、高齢者本人では補助要件に当てはまる住宅を探すのが困難であるものと思われる。
	（他の実施状況）
	（実施 8 区 未実施 14 区）
	千代田区：居住安定支援家賃補助制度 文京区：高齢者等居住支援事業 大田区：高齢者世帯等住み替え家賃助成 豊島区：高齢者世帯等住み替え家賃助成制度
	新宿区：民間賃貸住宅居住継続支援制度 目黒区：高齢者世帯住み替え家賃助成 渋谷区：住み替え家賃補助制度 江戸川区：民間賃貸住宅家賃等助成制度

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
チラシによる事業の周知を行い、補助要件の説明をわかりやすく伝えられるよう、チラシ以外の方法も検討する。	対象者の把握に効果がある。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	高齢者の住環境向上に加え耐震化促進にも寄与する事業であり、必要である。

（状況）	21一定 防災まちづくりの推進への効果
------	---------------------

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

<b>事務事業名</b>	高齢者民間住宅入居支援事業	<b>部課名</b>	福祉部高齢者福祉課	<b>課長名</b>	大内 和彦
		<b>担当者名</b>	板倉久江	<b>内線</b>	2675
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）</b>	高齢者民間住宅入居支援事業（01-02-18）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（22年度 21年度）	建設事業		それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成 19 年度	<b>根拠法令等</b>	荒川区高齢者民間住宅入居支援事業要綱		
<b>終期設定</b>	有 無 年度				
<b>実施基準</b>	法令基準内 都基準内 区独自基準	<b>計画区分</b>	計画	非計画	
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
<b>目的</b>	高齢者世帯が民間賃貸住宅に入居する際に自ら連帯保証人を立てられずに、転居することが困難になっている場合がある。このため、区と民間の保証会社が協定を結び、高齢者世帯に家賃等の債務に係る保証サービスを提供するとともに、区が委託保証契約に要する保証料を助成することにより、高齢者世帯の居住の安定と福祉の向上を図る。				
<b>対象者等</b>	次のいずれにも該当するもの及び区長が特に必要と認めるもの ひとり暮らしの高齢者または高齢者及び60歳以上のみの世帯 荒川区内に引き続き1年以上居住していること 区内の民間賃貸住宅に転居し、かつ、連帯保証人が立てられないこと 自立した生活を営め、家賃の支払いができること 緊急連絡先があること 世帯の前年所得が、一般世帯に適用される都営住宅に入居するための所得基準以下であること 特別区民税及び国民健康保険料を滞納していないこと				
<b>内容</b>	債務保証料助成 ・補助対象経費：高齢者世帯が信用保証会社に支払う保証料（2年目以降の保証料及び更新保証料も対象とする。） 初回保証料は月額家賃等の30%、更新時は初回保証料と同額 保証会社：日本セーフティ(株) ・補助率：10/10 ・補助限度額：50,000円				
<b>経過</b>					
<b>必要性</b>	高齢者の民間賃貸住宅への入居を容易にし、住み慣れた地域において生活を維持していくためにも、必要性は高い。				
<b>実施方法</b>	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 保証会社との保証委託契約を締結した際に支払った保証料の領収書に基づき、助成を実施する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	-	-	-	100	160	550	500	
決算額(22年度は見込み)				60	0	20	0	
人件費				1,110	593	407		
【事務分担量】(%)				13	7	5		
合計(+)	0	0	0	1,170	593	427	0	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	0	0	0	1,170	593	427	0	
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	<b>16年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>	<b>21年度</b>	<b>22年度</b>
	新規助成件数				3	0	0	
	更新時助成件数				-	-	1	

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	債務保証料(初回分)	0	債務保証料(初回分)	0	債務保証料(初回分)	500
	債務保証料(更新分)	0	債務保証料(更新分)	20	債務保証料(更新分)	0	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	助成者数	3	0	1	15		

（問題点・課題分析）	制度の実効性をあげるために、対象者及び不動産関連業者への周知が重要である。
他区の実施状況	（実施 12 区 未実施 10 区） 補助率 1/2(品川、中野、世田谷、北、豊島、台東、練馬)、10/10(大田、文京、新宿、渋谷、千代田) 限度額 5万円(品川、大田、文京、渋谷、千代田)、2万円(世田谷、台東)、1万5千円(中野、北)、1万円(豊島)、新宿(単身:3万6千円、2人以上:4万5千円)、練馬(月額賃料の30%)

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
家賃助成事業と合わせて不動産関連業者への周知方法を検討する。	制度の実効性を上げることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	推進	高齢者が住み慣れた地域において住宅を確保するために必要である。

況議（要旨）	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	社会福祉協議会補助(長寿慶祝の会)		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
			担当者名	大久保 薫	内線	2677
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(22年度)	社会福祉協議会事業補助(01-11-01)					
事務事業の種類	新規事業 (22年度 21年度)		建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	35年度	根拠法令等	長寿慶祝の会実施計画書	
終期設定	有	無	年度			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]				
目的	社会福祉協議会が開催する長寿慶祝の会に要する経費を助成することによって、長年にわたり地域社会のために貢献してきた高齢者に対して、感謝の意を表するとともに、長寿を祝う。					
対象者等	区内在住の満75歳以上の高齢者					
内容	<p>「敬老の日」に高齢者をサンパール荒川大ホールに招待し、式典と演芸による「長寿慶祝の会」を開催するとともに、来場者に対し、記念品を贈呈する。</p> <p>内容：一部 式典、主催者挨拶、高齢者代表挨拶、来賓挨拶（紹介）、花束贈呈 二部 演芸</p> <p>平成21年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日 平成21年9月21日(月) 9時00分から4回実施</li> <li>・第1回 9時00分～10時20分 南千住地域 来場者数 606人 (対象者数 3768人)</li> <li>・第2回 11時20分～12時40分 荒川・町屋地域 " 1245人 (対象者数 6073人)</li> <li>・第3回 13時40分～15時00分 尾久地域 " 948人 (対象者数 5605人)</li> <li>・第4回 16時00分～17時20分 日暮里地域 " 916人 (対象者数 4376人)</li> </ul> <p>参加者総数 計3,715人(対象者数計19,822人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記念品は4,000個用意した。</li> <li>*区は事業を補助し、共催実施している。</li> </ul>					
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和35年 社会福祉協議会主催、第1回長寿慶祝の会を地域別に午前・午後の2回開催。90歳以上の高齢者9名に記念品を贈呈した。</li> <li>・平成13年度 75歳以上の高齢者人口の増加を踏まえ、これまでの2回開催を3回開催に変更した。</li> <li>・平成14年度以降、地域別にて3回開催</li> <li>・平成21年度は、上記のとおり4回開催</li> </ul>					
必要性	地域社会に長年貢献してきた高齢者を招待し、感謝の意と長寿を祝うものであり、地域の高齢者が楽しみにしている行事である。					
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	2,829	2,577	2,570	2,549	2,449	3,061	3,061	
決算額(22年度は見込み)	2,322	2,275	2,279	2,413	2,690	2,917	3,061	
人件費	/	1,034	1,025	1,879	2,033	1,629	/	
【事務分担量】(%)	/	12	12	22	24	20	/	
合計(+)	2,322	3,309	3,304	4,292	4,723	4,546	3,061	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	2,322	3,309	3,304	4,292	2,449	3,061	3,061	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	対象者数	16,855	17,390	17,968	18,748	19,406	19,822	23,319
	来場者数	2,808	2,760	2,795	2,968	3,701	3,715	

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	補助金	会場使用料	146	会場使用料	165	会場使用料	189
	演芸委託料	600	演芸委託料	800	演芸委託料	800	
	手話通訳者謝礼	18	手話通訳者謝礼	27	手話通訳者謝礼	24	
	看板作成費	76	看板作成費	77	看板作成費	77	
	付帯設備使用料	57	付帯設備使用料	55	付帯設備使用料	70	
	参加者記念品	1,509	参加者記念品	1,509	参加者記念品	1,600	
	消耗品等	238	消耗品等	292	消耗品等	301	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	来場者数	2,968	3,701	3,715	4,000	4,000	来場者数実績
	参加率	15.8%	19.6%	18.7%	19.1%	19.1%	来場者数 ÷ 75歳以上人口 × 100
	対象者数			19,822人	20,943人	20,943人	22年度は、6月20日時点

(指標分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来場者は年々増加し、会場の収容能力も限界であるため、実施方法を変更したところ好評であった。</li> <li>・区主催のお祝い会に対して喜びを感じている高齢者は少なくないが、一方で、町会や各単一高齢者クラブ等で敬老のお祝い会を実施しており、事業のあり方について検討する必要がある。</li> </ul>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（ 実施 22 区 未実施 区 ）</p> <p>式典開催 8 区、管理運営委託 2、地区敬老行事に助成 1、高齢者福祉施設で演芸等開催 5 など</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
参加者増に対応し1日4回開催を継続しつつ、よりスムーズに入れ替えができるよう改善する。	より多くの高齢者が参加し、楽しむことができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	敬老週間の事業として最も重要なものであり、引き続き実施する。

(状況)	平成20年決算特別委員会 開催方法の見直しの検討について
------	------------------------------

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	理美容サービス事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	大久保 薫	内線	2677
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	理美容サービス事業費(01-02-02)				
事務事業の種類	新規事業	( 22年度 21年度 )	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	51 年度	根拠	高齢者理美容サービス券支給要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等	(平成20年4月1日改正)	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	在宅のねたきり高齢者に出張理美容のサービス券を支給し、調髪・顔そり・カット等の理美容サービスを提供することにより、高齢者の保清と健康の保持に資する。				
対象者等	区内に住所を有する在宅高齢者で、要介護4又は5と認定された者。その他、区長が認めた者。				
内容	理容及び美容組合が利用者と日程調整のうえ自宅へ出張して理美容のサービスを提供する。 年間支給枚数 (1)当該年度の 4月から 5月までの認定者 6枚(5月支給) (2)当該年度の 6月から 7月までの認定者 5枚 (3)当該年度の 8月から 9月までの認定者 4枚 (4)当該年度の10月から11月までの認定者 3枚 (5)当該年度の12月から 1月までの認定者 2枚 (6)当該年度の 2月から 3月までの認定者 1枚 支給方法：継続利用者には5月に民生委員を通じて配付。新規決定者には、高齢者福祉課が郵送配付する。 経費内訳：一枚の委託料 2,950円(出張料：1,000円、理美容代：1,900円、手数料経費：50円) (自己負担金1,900円)				
経過	昭和51年度 事業開始。支給枚数3枚。 平成4年度 支給枚数6枚。 平成12年度 介護保険制度の実施に伴い巡回入浴時の同時理髪を廃止。 1回当たり1,900円(非課税者半額)を自己負担とした。 平成15年度 老人福祉手当の廃止に伴い、自己負担金を一律1,900円とした。				
必要性	在宅のねたきり高齢者が快適な生活を保持する一助として、理美容の機会を提供するものである。				
実施方法	( 3委託 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ) 社会福祉協議会へ委託し、理・美容生活衛生同業組合荒川支部に再委託して実施している。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	4,042	3,618	3,088	2,711	2,354	2,157	2,136	
決算額(22年度は見込み)	2,496	2,192	2,205	2,139	1,816	1,909	2,136	
人件費		1,034	1,025	1,452	762	570		
【事務分担量】(%)		12	12	17	9	7		
合計(+)	2,496	3,226	3,230	3,591	2,578	2,479	2,136	
国(特定財源)								
都(特定財源)	1,973							
その他(特定財源)								
一般財源	523	3,226	3,230	3,591	2,578	2,479	2,136	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	対象者(5月末現在)	1,544	1,801	1,823	1,920	1,915	2,011	2,017
	希望者	296	275	284	221	278	220	235
	支給枚数(22年度は5月末現在)	1,648	1,504	1,523	1,326	1,518	1,320	1,410
利用枚数	634	549	572	566	491	319		

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（予算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	事業費		1,448	事業費	1,567	事業費
事務費			61	事務費	61	事務費	61
管理費			307	管理費	281	管理費	278

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	サービス券支給枚数	1,326	1,518	1,579	1,579	-	
	サービス券利用枚数	566	491	615	615	-	
	対象者数	1,920	1,915	2,011	2,011	-	各年度7月末現在（22年度は見込み）

（問題点・課題分析）	<p>15年度に利用者負担を見直した影響からか、15年度の利用実績は対前年度比で14%減となった。平成16年度以降も利用実績が減少傾向にあったが、平成21年度は支給希望者は290名と申請者数が増加傾向に転じた。地域包括支援センターを通じた申請が増えているため、今後も申請は増加するものと思われる。</p>
他区の実況	（実施 21 区                      未実施 1 区）  台東区

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
理・美容生活衛生同業組合荒川支部を通じ、できるだけ加入店を募るよう依頼し、利用者の利便を図る。	利用率の向上が期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	これまでと同様に実施する。

況（要旨）	
-------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	高齢者紙おむつ購入助成事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	宮島弘江	内線	2678
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	紙おむつ購入費助成事業費（01-02-03） 家族支援事業費（01-02-02）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）	建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 52 年度	根拠	紙おむつ購入費助成事業実施要綱		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	高齢者の紙おむつ購入費の一部を助成することにより、高齢者や介護にあたる家族の経済的負担を軽減し、もって高齢者福祉の増進を図る。				
対象者等	65歳以上で 要介護4及び5の方、 要介護1から3で認知症があり紙おむつの必要な方（介護保険適用施設入所の方は除く）、身体障害者手帳1・2級の方、愛の手帳1・2度の方				
内容	<p>【紙おむつ購入券】 利用者に紙おむつ購入券を支給（郵送で送付3カ月分前渡し）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月6,000円（2,000円券×3枚）、ただし1割自己負担のため、実際には5,400円を助成。</li> <li>・区と契約している薬業共同組合又は介護サービス事業者組合加盟の区内薬局や介護用品販売所で使用可</li> </ul> <p>【紙おむつ代助成】入院中で、病院が紙おむつを指定し、持込ができない場合に、病院で請求された紙おむつ代のうち、月額6,000円（1割自己負担）を上限に助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4ヶ月ごとに利用者に「請求の案内はがき」を送付。</li> <li>・利用者は指定された期間内に支払った紙おむつ代の領収書を持参し、区窓口で請求手続きをする。</li> </ul>				
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成4年度から所得制限（生計中心者の所得税が42,000円以下の世帯）を撤廃。</li> <li>また、現物支給ができない対象者に費用助成を開始（限度額8,000円）</li> <li>・平成12年度から介護保険制度との整合性を図るため、自己負担金を導入した。また、紙おむつ購入券方式を採用し、近隣商店での自由購入を可能とした。</li> <li>・平成13年1月から入院中の方に限り、介護認定がなされていなくても、該当の判定をすることとした。</li> <li>・平成15年7月1日から訪問介護の自己負担金の軽減措置が3%から6%に変更される措置にあわせて、平成11年度以前からの継続利用者についての利用者負担についても3%から6%に変更した。</li> <li>・平成17年度より、11年度以前からの継続利用者についての利用者負担軽減措置を廃止した。</li> <li>・平成18年度より、利用者が65歳以上で要介護4以上、更に世帯非課税の方については、介護保険会計の地域支援事業費より支払う。それ以外の利用者については一般会計より支払われる。</li> <li>・平成20年度より、要綱の第2条（対象者）を一部改正した。</li> </ul> <p>（おおむね65歳以上のおむつ 65歳以上、身体障害者手帳の交付を受けている者であって、その障害の程度が1級又は2級であること。愛の手帳の交付を受けている者であって、その障害の程度が1度又は2度であること）。</p>				
必要性	高齢者や介護者の経済的支援のために必要性が高い。				
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>購入券 3ヶ月ごとに郵送（前渡し） 薬業共同組合・介護サービス事業者組合に加盟している指定店で紙おむつ購入券を紙おむつと引き換える。22年4月現在、加盟指店は薬局（66箇所）・事業所（8箇所）。</p> <p>現金支給 4ヶ月ごとに振込み（後払い）</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		61,610	72,333	70,922	75,181	81,403	90,218	98,233
決算額（22年度は見込み）		61,605	63,655	66,395	74,896	81,344	88,284	98,233
人件費			6,206	5,722	4,868	2,965	1,712	
【事務分担当】（%）			132	67	57	35	70	
合計（+）		61,605	69,861	72,117	79,764	84,309	89,996	98,233
国（特定財源）				4,703	4,282	4,858	4,809	5,624
都（特定財源）		3,510	3,231	2,366	2,141	2,429	2,375	2,812
その他（特定財源）				4,617	4,152	4,708	2,375	5,626
一般財源		58,095	66,630	60,431	69,189	72,314	80,437	84,171
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	購入券利用者数(実際の使用数)	9,664	9,778	9,840	11,209	12,420	13,596	15,072
	おむつ代助成件数	1,524	1,993	1,680	2,647	2,622	2,736	3,096
	計	11,188	11,771	11,520	13,856	13,848	16,332	18,168
	利用者数(22年度は6月1日現在)	1,440	1,400	1,505	1,796	1,971	2,162	2,179

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
一般需用費 扶助費	紙おむつ購入券用紙（事前押印）	115	紙おむつ購入券用紙（事前押印）	123	紙おむつ購入券用紙（事前押印）	125	
	紙おむつ購入助成費	69,234	紙おむつ購入助成費	76,284	紙おむつ購入助成費	84,046	
	”（介護会計）	11,995	”（介護会計）	11,877	”（介護会計）	14,062	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(25年度)	
標	購入券延べ利用者数（年度末現在）	11,209	12,420	13,596	15,072	-	22年度は見込
	おむつ代助成延べ件数（年度末現在）	2,647	2,622	2,736	3,096	-	22年度は見込
	利用者数	1,796	1,971	2,162	2,179	-	22年度は6月1日現在

（問題点・課題）	・利用者が引き換え可能なおむつの種類に限定がある。
他区の実況	（実施 21 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
利用者が引き換え可能なおむつの種類について、事業者と協議する。	引き換え可能なおむつの種類が増える。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	これまでと同様に実施する。

議（要質問）	平成12年三定 12年度からの事業内容変更についての区の評価
--------	--------------------------------

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	高齢者住宅改修給付事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	板倉久江	内線	2675
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	高齢者住宅改修給付事業費（01-02-04） （地域支援事業費）その他事業（01-03-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 元年度	根拠	荒川区高齢者住宅改修給付事業実施要綱		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	介護保険対象外となった高齢者について、予防給付としての住宅改修を実施するとともに、要介護・要支援の高齢者についても、介護保険支給対象外の改修種目の給付を行なうことにより、高齢者の在宅生活の利便向上と福祉の増進を図る。				
対象者等	1. 住宅改修予防給付 荒川区内に居住する住宅を有すること 65歳以上の高齢者で、住宅の改修が必要と認められる者 要介護認定の結果が非該当となった者 生計中心者の前年所得が585万2千円以下であること。但し、扶養家族のある場合は1人につき38万円を加算する。 （ は住宅改修予防・住宅設備改修各給付共通） 2. 住宅設備改修給付 荒川区内に居住する住宅を有すること 65歳以上の高齢者で、住宅設備の改修が必要と認められる者 要介護認定の結果、要支援又は要介護となった者 3. 費用負担 助成基準額を超える額と助成基準額の10%は自己負担。（生活保護受給者は給付限度額内全額免除）				
内容	1. 高齢者住宅改修予防給付（～介護保険と同様の内容）：基準額20万円（介護保険と同額） 手すり取付 床段差解消 滑り防止・移動円滑化等の床材変更 引戸等への取替 洋式便器等への取替 その他付帯工事 2. 高齢者住宅設備改修給付 浴槽の取り替え及びこれに付帯して必要な給湯設備等の工事：基準額 379千円 都と同額 流し、洗面台の取り替え及びこれに付帯して必要な給排水設備等の工事：基準額 156千円 都と同額 便器の洋式化及びこれに付帯して必要な工事：基準額 106千円 都と同額 3. 住宅改修事業者説明会の開催 改修事業者の知識・技能向上と区との連携強化のため区が主催 4. リフォーム相談員の報償費の支払い 改修事業の運営に当たり住宅状況に適した相談・助言を行なう 5. 老人性白内障障特殊眼鏡等費用助成事業 開眼手術を受け当該特殊眼鏡等の購入に要した費用の助成。10年程実績無し				
経過	平成 元年度 荒川区高齢者住宅改修費助成事業として開始 種目：浴室改善、便所改善 平成 3年度 玄関改善、台所改善、居室改善を種目追加 平成 5年度 階段昇降機を種目追加 平成12年度 住宅改修が介護保険に移行実施されるため、予防給付・設備改修給付事業として再編実施 （対象は、介護保険非該当者ならびに介護保険給付外の部分）				
必要性	住宅改修を行うことにより、介護を受けながら住み続けられる住まいを確保できる。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 申請 訪問調査 工事計画書の提出 改修費助成決定 工事着工 工事完了 完了調査 助成金支出 ・助成金は給付券方式により助成し、利用者は自己負担及び助成基準額を超える額を施行業者に支払う。これにより、償還払い方式に比べて経済的負担の軽減を図っている。 ・同一改修工事に対し、申請場所が2ヶ所あること、給付方式が異なることで混乱が生じないよう、高齢者福祉課と介護保険課とで申請時の連絡調整、工事見積書の内容統一化、給付券の同時時期発行等を行っている。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	33,722	17,796	17,774	21,412	19,494	27,325	22,091	
決算額（22年度は見込み）	33,067	17,431	8,837	21,412	19,494	27,203	22,091	
人件費		8,360	8,711	6,234	6,098	4,072		
【事務分担当量】（%）		97	102	73	72	50		
合計（+）	33,067	25,791	17,548	27,646	25,592	31,275	22,091	
国（特定財源）	0	0	673		380	375	399	
都（特定財源）	8,208	9,166	4,350	8,562	9,467	9,219	10,745	
その他（特定財源）	0	0	691		369	377	400	
一般財源	24,859	16,625	11,834	19,084	15,376	21,304	10,547	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予防給付件数	6	1	2	9	7	6	6
	・浴室改修給付件数	28	43	12	46	39	58	34
	・流し・洗面台改修給付件数	5	2	0	1	3	3	1
	・便所改修給付件数	71	69	45	52	50	62	55
	・その他（階段昇降機）	18	-	-	-	-	-	-

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
扶助費	住宅改修予防給付事業		1,230	住宅改修予防給付事業	1,019	住宅改修予防給付事業	1,620
	住宅設備改修給付事業		17,325	住宅設備改修給付事業	25,245	住宅設備改修給付事業	19,473
報償費	専門相談員の報償費		919	専門相談員の報償費	919	専門相談員の報償費	975
	住宅改修事業者連絡会の謝礼		20	住宅改修事業者連絡会の謝礼	20	住宅改修事業者連絡会の謝礼	23

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (22年度)	
標	予防給付件数	9	7	6	10		22年度は見込み件数
	設備改修件数	99	92	123	100		22年度は見込み件数

問題点・課題 （指標点分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>給付要件に要介護認定が必要なこともあり、相談から工事着工までの待機期間を短縮する必要がある。</li> <li>要介護認定の結果が出た時点で速やかに住宅改修ができるよう、急ぐ場合要介護認定申請後に事前調査を行っている。原則として在宅生活での改修申請であるが、退院が明らかと判断出来る場合は入院中でも申請を受けており、生活環境整備が退院に間にあうようにする必要がある。</li> <li>非該当者を対象にした予防給付を積極的に活用し、生活機能の低下している人や、将来的に介護が必要となる可能性が高い人が、生活動作の自立を継続出来るようにする必要がある。</li> <li>住宅改修と福祉用具を併用する場合があります、用具の選定・使用について相談・フォロー機能の向上（地域ケアマネジメント支援：地域包括支援センターの相談機能アップのため、住宅改修・住宅改修関連福祉用具の相談及び研修）を図る必要がある。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 区） 各区とも従前の高齢者住宅改造事業を継続する形で実施している

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	推進	在宅生活を支援するため、引き続き実施する。

議会議案 （要旨）	13年一定	住宅改修事業者への適切な指導・助言と研修会の開催について
	14年一定	住宅改修事業者への事業PRについて

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

<b>事務事業名</b>	寝たきり高齢者寝具水洗乾燥消毒事業	<b>部課名</b>	福祉部高齢者福祉課	<b>課長名</b>	大内和彦
		<b>担当者名</b>	三澤寿恵	<b>内線</b>	2661
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）</b>	寝たきり高齢者寝具水洗乾燥消毒事業費（01-02-05）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
<b>開始年度</b>	昭和 平成 47 年度	<b>根拠法令等</b>	荒川区寝たきり高齢者寝具乾燥消毒事業要綱		
<b>終期設定</b>	有 無 年度	<b>計画区分</b>	計画	非計画	
<b>実施基準</b>	法令基準内 都基準内 区独自基準	<b>計画区分</b>	計画	非計画	
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
<b>目的</b>	長年にわたり臥床している高齢者に対し、寝具の水洗乾燥消毒のサービスを提供することによって、環境衛生を保持し、福祉の増進を図る。				
<b>対象者等</b>	65歳以上の在宅寝たきり高齢者で介護保険の要介護度が4及び5の者で寝具乾燥消毒が必要な者。				
<b>内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乾燥消毒 11回/年</li> <li>・水洗い 1回/年</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">【1回の実施内容】敷布団、掛布団、毛布1枚、枕 1個</p> <p>&lt;自己負担金&gt; 本事業に要する費用の利用者の負担は10%とする。但し、生活保護受給者は無料とする。水洗いについては10%負担で1,155円（税込）また、乾燥消毒については10%負担で294円（税込）となる。</p>				
<b>経過</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成4年度 ドライクリーニングから水洗いへの変更</li> <li>・平成11年度 敷布団・掛け布団の消毒の枚数を各2枚から各1枚に変更</li> <li>・平成12年度 自己負担金導入</li> <li>・平成15年7月1日 訪問介護の自己負担金の軽減措置が3%から6%に変更されることに伴い、平成11年度以前からの継続利用者についての利用者負担（原則10%）の軽減についても3%から6%に変更</li> <li>・平成17年度から継続利用者負担軽減措置を廃止</li> </ul>				
<b>必要性</b>	寝たきり高齢者の環境衛生及び健康の保持を図ることができる。				
<b>実施方法</b>	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 申請に基づき、実態調査を行った上で、業者に事業を委託する。 委託先 サンライズセンター株式会社				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	99	71	98	158	252	312	321	
決算額（22年度は見込み）	62	38	48	157	234	251	321	
人件費	/	603	598	1,025	1,016	734	/	
【事務分担量】（%）	/	7	7	12	12	30	/	
合計（+）	62	641	646	1,182	1,250	985	321	
国（特定財源）								
都（特定財源）	197							
その他（特定財源）								
一般財源	-135	641	646	1,182	252	312	321	
<b>実績の推移</b>	<b>16年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>	<b>21年度</b>	<b>22年度</b>	
事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
対象者数（人）	5	4	4	10	10	6	8	

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	寝具水洗・乾燥消毒委託	234	寝具水洗・乾燥消毒委託	251	寝具水洗・乾燥消毒委託	321

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	対象者数(年度末現員)	10	10	6	8	-	

（問題点・課題分析）	・最近、利用者の数が少なくなっている。
他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区） 対象要件 要介護4以上（目黒、豊島、北、板橋） 要介護条件なし（新宿、文京、台東、江東、大田、渋谷、杉並、葛飾、江戸川）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
区報、HPを通じた事業のPRに努める。 また、介護事業者へ事業の説明を行う。	要件を満たしている対象者への支給の漏れを防ぐ。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	これまでと同様に実施する。

議（要旨）	
-------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

<b>事務事業名</b>	通所サービス利用者負担軽減事業	<b>部課名</b>	福祉部高齢者福祉課	<b>課長名</b>	大内和彦
		<b>担当者名</b>	板倉久江	<b>内線</b>	2675
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）</b>	通所サービス利用者負担軽減費(01-02-16)				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
<b>開始年度</b>	昭和 平成 17年度	<b>根拠法令等</b>	荒川区通所サービス利用者負担額（食費）軽減補助金交付要綱		
<b>終期設定</b>	有 無 20年度				
<b>実施基準</b>	法令基準内 都基準内 区独自基準	<b>計画区分</b>	計画	非計画	
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
<b>目的</b>	介護保険の被保険者が通所介護等を利用した場合、平成17年10月1日より介護保険の保険給付の対象外となった食費について、その費用の一部を補助することにより、被保険者の負担の激変緩和及び介護度の重篤化予防を図る。				
<b>対象者等</b>	介護保険料の賦課段階第1段階から第3段階までに該当する被保険者で、指定介護通所事業所等において、食事の提供を受ける者。ただし、生計困難者に対する利用者負担軽減措置を受けている者は除く。				
<b>内容</b>	<p>通所介護、通所リハビリテーション等の通所系サービスの提供事業所において平成17年10月1日改正前に保険給付の対象となっていた食費の一部を助成する。</p> <p>1 申請手続 補助金の交付を受けようとする者は認定申請書を区に提出する。（補助金の受領を事業所に委任する場合は、代理受領委任状を区に提出し、事業所は代理受領の申出書を提出する。）</p> <p>2 軽減方法 事業者は認定利用者の補助金額を差し引いたうえで食費を徴収。1食当たりの補助金額については次のとおりである。</p> <p style="padding-left: 20px;">指定介護事業所等において、調理加工を行なった場合の食費が 383円以上509円未満の場合、当該食費の額から382円を減じた額。 509円以上の場合、当該食費の額に4分の1を乗じた額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、189円を上限とする。</p> <p>3 補助金請求方法 事業所は1月分の軽減状況を取りまとめて、翌月末までに補助金請求書を提出する。（3月は同月末）</p>				
<b>経過</b>	介護保険法改正により、平成17年10月1日から居住費・食費（調理費）が保険給付外となった。低所得者に対する配慮として補給給付が新たに創設されたが、通所系サービスの利用者については対象外とされていることから同日より実施。 6カ月の時限事業として開始したが、期限延長（平成23年3月31日まで延長）。				
<b>必要性</b>	食費（調理費）が保険給付の対象外となり、従前までの負担と比べると約2倍の負担となる。この急激な負担増を緩和することが、施設利用の抑制による介護度の重度化を防ぐ観点から必要である。				
<b>実施方法</b>	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 対象となる食事を提供している事業所において対象者分の助成を行う。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	-	5,203	13,224	11,052	11,803	12,620	12,911	
決算額（22年度は見込み）		5,176	9,668	11,052	11,803	12,620	12,911	
人件費		4,137	2,306	3,587	2,710	2,443		
【事務分担量】（%）		48	27	42	32	30		
合計（+）	0	9,313	11,974	14,639	14,513	15,063	12,911	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	9,313	11,974	14,639	11,803	12,620	12,911	
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	<b>15年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>	<b>21年度</b>	<b>22年度</b>
	補助食数（延べ）		33,075食	61,692食	75,427食	79,258食	80,963食	
	補助認定者数		900	1,045	1,127	1,122	1,281	-
	対象施設数		18	22	36	46	51	-

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	補助金額	11,803	11,803	補助金額	12,620	補助金額

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (23年度)	
補助食数		75,427	79,258	59,842	80,963	-	22年度は見込み額
補助認定者数		1,127	1,122	1,214	1,281	-	22年度は見込み額
対象施設数		36	46	51	51	-	22年6月1日現在

(問題点・課題)	<p>本事業は当初17年10月から18年3月までの時限事業として開始されたが、さらに期間延長され、22年度までとなった。23年度以降の検討が必要である。</p>
他区の実施状況	<p style="text-align: center;">（ 実施 3 区                      未実施 19 区 ）</p> <p>千代田区・港区・渋谷区は平成17年10月1日改正から実施。うち千代田区は平成18年度をもって事業終了。港区・渋谷区・新宿区は平成22年度継続実施。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	これまでと同様に実施する。

(状況)	<p>議会議事録</p>
------	--------------

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	ひと声運動事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	大久保 薫	内線	2677
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	ひと声運動事業費(01-02-07)				
事務事業の種類	新規事業	( 22年度 21年度 )	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	47 年度	根拠法令等	ひとり暮らし高齢者ひと声運動事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	民生委員が、年2回、ひとり暮らし高齢者宅を訪問し、種々の相談に応じ、心の交流を図ることにより引きこもりの解消や孤独感を軽減し、また在宅生活に安心感を与えて、ひとり暮らし生活の安定に寄与する。				
対象者等	満65歳以上で「ひとり暮らし高齢者届」を提出し、区に登録された方				
内容	<p><b>【実施方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「ひとり暮らし高齢者届」の対象者は、65歳以上で、近隣（徒歩5分以内）に2親等以内の血族がいない者である。登録時に民生委員が調査している。</li> <li>区に「ひとり暮らし高齢者届」を提出し、登録された者の名簿を作成し、社会福祉協議会へ通知する。社会福祉協議会は、新規登録者で希望する者に民生委員を通じて緊急ホイッスル（@320円）を配布する。（新規登録者の名簿は毎月区で作成する。）社会福祉協議会では「ひとり暮らし高齢者カード」を作成し、民生委員の訪問時の聞き取りの記録等を保管する。</li> <li>民生委員がひとり暮らし高齢者宅を年2回（7月、2月）訪問する。</li> <li>70歳以上（前年度住民税非課税者）を対象にふれあい入浴券（区内公衆浴場利用券）支給事業を実施 支給時期及び枚数：4月支給者30枚・9月支給者15枚</li> </ul> <p><b>【平成21年度実施状況】</b></p> <p>7月期：訪問時に、「高齢者家賃等助成事業などのお知らせ」、「絵カード」（社協独自事業）配布 2月期：「ひと声だより」・「絵カード」（社協独自事業）を配布</p>				
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和47年度 事業開始。</li> <li>平成8年度 防災用緊急ホイッスル（@1,115円）を支給。</li> <li>平成11年度 携帯ブザー（@1,400円）の支給を廃止。</li> <li>平成13年度 防災用緊急ホイッスルを希望者のみ支給。</li> <li>平成14年度 訪問時の配付物を「ひとり暮らし高齢者の方の便利帳」「絵カード」等とする。</li> <li>平成20年度 ホイッスルの機種を軽量で使いやすい安価なものに変更</li> </ul>				
必要性	ひとり暮らしの高齢者宅を民生委員が訪問し、心の交流を図ることにより健康で明るい生活の実現と孤独感の解消につながるなど必要性は高い。				
実施方法	( 2-一部委託 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ) 社会福祉協議会委託				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	315	328	307	296	296	188	202	
決算額（22年度は見込み）	306	218	249	65	202	183		
人件費		1,034	1,025	1,452	762	733		
【事務分担量】（%）		12	12	17	9	9		
合計（+）	306	1,252	1,274	1,517	964	916	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）	153	109	125	147	147	147	100	
その他（特定財源）								
一般財源	153	1,143	1,149	1,370	149	41	102	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	7月対象者（22年度は見込み）	2,190	2,103	2,110	2,116	2,071	2,036	1,977
	2月対象者	2,199	2,139	2,111	2,093	2,024	1,987	
	緊急ホイッスル	141	130	116	125	135	109	

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（予算）		平成22年度（予算）			
		主な事項		主な事項		主な事項			
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）			
一般需用費 委託料	消耗品費	70		消耗品費	51		消耗品費	70	
	事業費	89		事業費	89		事業費	89	
	事務費	26		事務費	26		事務費	26	
	管理費	17		管理費	17		管理費	17	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	一人暮らし届出者数	2,091	2,084	2,036	1,977	-	22年度は6月1日時点
	65歳以上人口	41,224	42,193	43,408	43,260	-	
	届出者数構成比	5.08%	4.94%	4.69%	4.57%	-	

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ひとり暮らし高齢者届」を提出している者だけを対象としているが、支えあい見守りあい事業等との調整を図りつつ、今後、この事業はひとり暮らし高齢者、高齢者世帯の実態を把握し高齢者の生活見守り事業として充実していく必要がある。</li> <li>・緊急時の対策として「緊急ホイッスル」を希望者に支給しているが、20年度に機種変更（形状が使いにくい・デザイン重視から機能重視）し、軽量で清潔、使いやすい等好評である。</li> </ul>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 16 区                      未実施 6 区）</p> <p>ふれあい訪問、みまもりネットワークなど</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
「ひとり暮らし高齢者届」は、任意の届出であり、ひとり暮らし高齢者であっても、届出を提出していない者がかなりいるものと思われるため、民生委員協議会に協力を依頼し、届出者の拡大を図る。	ひとり暮らし高齢者等の実態を広く把握することにより、見守り活動の充実を図ることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	ひとり暮らし高齢者の増加を踏まえ、対象者やその生活の実態把握に努める必要がある。

議会議決要旨	14年二定 高齢者施策の充実について 虚弱な高齢者が地域との繋がりを絶やさないようにするための施策について
--------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	ふれあい入浴事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
			担当者名	大久保 薫	内線	2677
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	ふれあい入浴事業費(01-02-08)					
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	57年度	根拠法令等	ひとり暮らし高齢者無料入浴券支給要綱	
終期設定	有	無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]				
目的	区内に住所を有するひとり暮らし高齢者に公衆浴場入浴券を支給することにより、地域社会との交流を促進し、閉じこもりや孤独感の解消と健康の維持・増進に資する。					
対象者等	満70歳以上で「ひとり暮らし高齢者届」を受理された前年度の住民税非課税の高齢者で、入浴券支給を希望する者。 ただし、高齢者住宅に入居している者と生活保護受給者（生保入浴券受給者）を除く。					
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荒川区社会福祉協議会への委託により実施（東京都公衆浴場業生活衛生同業組合荒川支部に再委託）</li> <li>・民生委員がひとり暮らし高齢者宅を訪問し、入浴券を配布して安否確認と生活相談を行う。</li> <li>・入浴券は、4月1日時点の対象者に30枚を支給し、4月2日から8月31日までの新規登録者については、9月に15枚支給する。</li> <li>・4月1日、9月1日現在で対象者名簿を区が作成し、社会福祉協議会に通知する。社会福祉協議会は、「ふれあい入浴券」（@455円）を発行し、民生委員を通じて対象者に配布する。</li> <li>なお、区境地区（南千住3・4・8丁目、西日暮里3丁目）の対象者に対しては、東京都共通入浴券（@420円）を支給する。</li> </ul>					
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成10年度 所得制限（前年度住民税非課税者）と年齢引き上げ（65歳から70歳へ）。</li> <li>・平成13年度 東京都共通入浴券（有効期間が7月～）から荒川区独自の「ふれあい入浴券」（有効期間4月～3月）とし、買取方式から精算方式に変更。4月から配布可能となった。</li> <li>・平成14年度 該当者には、4月期に1年間分（30枚）を配付。</li> <li>・平成18年度 燃料高騰による料金改定（400円 430円）</li> <li>・平成20年度 燃料高騰による料金改定（430円 450円）</li> </ul>					
必要性	地域社会との交流促進、閉じこもりや孤独感の解消及び健康の維持・増進のみならず、介護予防の一助としての役割も果たしていることから必要である。					
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 社会福祉協議会へ委託し、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合荒川支部に再委託している。 （平成22年度委託料16200千円）					

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		予算額	16,506	17,683	16,406	18,017	16,175	16,799
	決算額（22年度は見込み）	16,203	16,116	16,278	14,854	15,677	14,590	16,200
	人件費	/	1,034	1,025	1,452	762	570	/
	【事務分担量】（%）	/	12	12	15	9	7	/
	合計（+）	16,203	17,150	17,303	16,306	16,439	15,160	16,200
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	16,203	17,150	17,303	16,306	16,439	15,160	16,200
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	配付枚数	48,030	45,660	40,110	37,800	41,895	37,470	36,118
	利用枚数(22年度は見込み)	34,454	33,848	32,705	33,510	36,240	31,850	30,700
	受領者数(22年度は見込み)	1,409	1,382	1,368	1,158	1,226	1,275	1,255
	対象者数	1,703	1,634	1,482	1,301	1,425	1,432	

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	事業費		13,448	事業費	12,238	事業費
事務費			119	事務費	161	事務費	161
管理費			2,110	管理費	2,191	管理費	2,113

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	入浴券利用枚数	33,510	36,240	31,850	30,700		
	支給者数	1,158	1,226	1,275	1,255		平成22年度は推計
	利用率（利用枚数÷配布枚数）	84.86%	71.37%	85.00%	85.00%		

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浴場組合から、枚数の増加について、19年度までは要望があった。</li> <li>・「ふるわり200」事業が3年目に入り順調に利用者を伸ばす中で、趣旨が近似している当該制度の対象基準の検討</li> <li>・近隣に公衆浴場がない高齢者に対する同様の施策の保障の検討</li> </ul>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 券方式8区、カード（入浴証）方式14区、他1区

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
高齢者の閉じこもり対策としての公衆浴場の活用策を検討し、浴場組合と協議する。	本事業を公衆衛生対策としてだけでなく、高齢者の健康増進、社会参加の促進という視点からの拡充が期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	ひとり暮らし高齢者対策としては、現状の規模で実施する。

（状況）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・14年二定 ふれあい入浴デーの実施について</li> <li>・15年一定 半額入浴カードの発行について</li> <li>・16年一定 半額入浴カードの発行について</li> </ul>
------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	高齢者入浴事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	宮島 弘江	内線	2678
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	高齢者入浴事業（01-02-19）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 20 年度	根拠法令等	荒川区高齢者入浴事業実施要綱		
終期設定	有 無 年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	満70歳以上の高齢者が、毎週1回、区内の公衆浴場を低廉な料金で利用できることとすることにより、高齢者の健康の保持・増進を図り、あわせて地域におけるふれあい及び公衆浴場の利用を促進する。				
対象者等	区内在住で在宅の満70歳以上の者 （対象者数見込 20.6.1現在 70歳以上数30,127：うち非課税者数20,064(66.6%） 21.6.1現在70歳以上 30,666 22.6.1現在 70歳以上数 30,829				
内容	1 実施回数：平均週1回（年間52回） なお、年度内の転入・年齢到達者等については、申請日（誕生日）の翌週から当該年度末まで利用可能とする。この場合の利用回数は、基準日（月曜日）の年度内残日数とする。 2 実施施設：区内39公衆浴場 3 本人負担：200円（区負担250円） 4 委託先：東京都公衆浴場業生活衛生同業組合荒川支部 5 実施方法：本人若しくは家族の申請に基づき区が「入浴カード」を発行し、本人が入浴カードを公衆浴場に持参・提示するとともに、本人負担金を支払うことにより入浴できるものとする。				
経過	57年度～ 満70歳以上の「ひとり暮らし高齢者届」を受取された前年度住民税非課税の高齢者を対象に「ふれあい入浴券」を配付 20年度 ふれあい入浴事業に加え、新たに高齢者入浴事業を実施（ただし、20年度については5月から事業開始のため、48回） 21年度 所得制限を撤廃し、荒川区在住の70歳以上すべての高齢者を対象とする。 22年度 更新分を郵送する。				
必要性	対象者の範囲をひとり暮らし高齢者以外にも拡大することにより、より一層、高齢者の健康の保持・増進、地域におけるふれあい及び公衆浴場の利用促進を図ることができる。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 1 本人若しくは家族が高齢者入浴事業の利用申請。要件を確認のうえ、高齢者入浴カードを交付 2 高齢者が公衆浴場を利用する際、入浴カードに貼付されているシール1枚をはがしてもらい本人負担金を支払う 4 事業者は、指定の台紙にシールを貼って管理し、年3回（8・12・4月）、浴場組合に実績報告 5 浴場組合は、各実績報告を取りまとめるのうえ、区に委託料を請求 6 区は、実績報告を確認・審査のうえ、浴場組合に委託料を支払う 7 更新者については、区から更新通知を送付し、窓口にて更新手続きを行う。				

予 算・決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		-	-	-	-	21,708	41,498	49,396
決算額(22年度は見込み)						15,825	39,434	49,396
人件費						1,525	1,629	
【事務分担量】(%)						18	20	
合計(+)		0	0	0	0	17,350	41,063	49,396
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源		0	0	0	0	17,350	41,063	49,396
実 績 の 推 移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	対象者数(平成22年6月1日現在)					19,700	31,251	30,829
	申請者数(平成22年6月1日現在)					3,064	5,410	5,651
	利用数(延べ回数)22年度は見込み					62,219	154,312	194,257

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	消耗品費	宛名ラベル	19	消耗品費	64	消耗品費	64
	印刷製本費	入浴券等	388	印刷製本費	500	印刷製本費	401
	役務費	通知郵送料	0	役務費	244	役務費	305
	委託料	入浴委託等	15,419	委託料	38,626	委託料	48,626

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	
	申請者数	-	3,064	5,410	5,651	6,220	22年度は6月1日現在
	利用回数(延べ回数) 22年度は見込み	-	62,219	154,312	194,257	194,257	

（問題点・課題）	<p>燃料費高騰による料金改定（平成20年6月15日より 新料金450円）</p> <p>申請者数 5,410名（平成22年3月31日現在） 20年度利用者による21年度更新率 約89%（22年3月）</p> <p>平成21年4月1日より、所得制限を撤廃したことにより申請者が増加、平成22年3月末には、5410件に到達した。（1日平均10件余の新規申請）</p> <p>新年度更新手続きが、遺漏なく混乱なく実施できるよう検討を要する。</p>
他区の実施状況	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>文京区「シニア入浴デー」（60歳以上、毎週火曜日、自己負担100円）、台東区「高齢者入浴券」（65歳以上年間20枚、自己負担50円）、北区「高齢者ヘルシー入浴補助券」（70歳以上、年間20枚、自己負担50円）など。</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組み具体的な改善内容	改善により期待する効果
	<p>新年度更新手続きが円滑に実施できるよう、一律郵送による方法に切り替えたが、来年度以降、本人の更新意思確認の方法を検討する。</p>	<p>利用できなくなった人や、辞退する人などの正確な把握が出来る。それにより効果的な配布が可能になる。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	高齢者の閉じこもり防止や交流の促進の効果が期待できるため、積極的に実施する。

況議（要旨）	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	緊急通報システム事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦	
			担当者名	大久保 薫	内線	2677	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	緊急通報システム事業費(01-02-09)						
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	元年度	根拠法令等	荒川区高齢者緊急通報システム事業運営要綱		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]					
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]					
目的	慢性疾患があるなど、日常生活を営む上で注意を要する状態にあるひとり暮らし高齢者等の生活の安全を確保し、もって在宅高齢者の福祉の増進を図る。						
対象者等	原則として65歳以上のひとり暮らし及び夫婦等の高齢者世帯であって、身体上、慢性疾患があるなど日常生活を営む上で常時注意を要する状態にある者。（日中独居及び夜間独居含む）						
内容	ひとり暮らし高齢者等が家庭内で急病になった時、あるいは突発的な事故で動けなくなった場合に、機器の押しボタン又はペンダントを押す。従来型は、東京消防庁へ通報され、消防庁から利用者宅に確認の電話が入るとともに、必要に応じて（利用者が電話に出られないなど緊急事態が予想される場合など）救急車が出動し、消防庁からの連絡を受けた緊急通報協力員が訪問して安否確認や消防庁への通報・救助協力などを行う。住民税課税者は設置経費の1割の費用負担有 民間方式は、委託会社に通報され、そこから利用者宅に連絡が入り、必要に応じ社員が駆けつけ安否確認、消防庁への通報などを行う。*住民税課税者は、使用料200円（月毎）負担有						
経過	○平成6年度 自己負担撤廃（無線ペンダントの費用を階層別に負担） ○平成10年 11月の機器更新時から生活防水にする。 ○平成11年 7月より予算枠（年間配置台数）を廃止し、必要に応じて設置することとした。 ○平成12年度 自己負担（住民税課税者は設置費用の1割）を導入 ○平成13年度 協力員に対する活動謝礼を区内共通お買い物券に変更（活動期間6ヶ月未満の者は3,000円、6ヶ月以上の者は6,000円。12年度までは月額1,000円を3ヶ月ごとに協力員の口座に振込。） ○平成14年度以降毎年、緊急通報協力員連絡会を開催し、活動謝礼の交付と消防署員による講義を行っている。 平成22年度新規・更新分より民間事業社方式の緊急通報システムを導入						
必要性	虚弱な高齢者の在宅支援・不安解消を目的とした事業であり、必要性は高い。						
実施方法	（一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 申請を受け、実態調査を行った上で設置が決定される。消防庁に（決定）通知するとともに業者に設置を委託する。 緊急通報システム委託 岩通販売(株)（平成22年度 委託料14,375千円） 民間方式委託先 上陽テクノ(株)（平成22年度 委託料 3,003千円）						

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	16,070	16,796	18,494	19,216	19,385	18,846	20,727
	決算額（22年度は見込み）	15,043	16,039	16,849	18,969	19,190	18,127	20,727
	人件費		2,327	2,306	1,879	1,525	3,665	
	【事務分担量】（%）		27	27	22	18	45	
	合計（+）	15,043	18,366	19,155	20,848	20,715	21,792	20,727
国（特定財源）								
都（特定財源）	9,663	3,213	3,647	4,624	3,673	5,114	7,205	
その他（特定財源）	186	72	49	154	62			
一般財源	5,194	15,081	15,459	16,070	16,980	16,678	13,522	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	直通設置台数(新規・更新)	67	80	83	83	171	83	0
	民間緊通(H22は見込み)							110
	稼働台数(H22は5月末)	466	477	543	598	676	670	602
	緊急通報協力員数(H22は見込み)		827	833	888	919	897	924
協力員内謝礼対象者数		509	517	521	532	717	734	

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		一般需用費	協力員謝礼等	3,165	協力員謝礼等	3,076	協力員謝礼等
委託料	システム稼働料等	15,951	システム稼働料等	14,951	システム稼働料等	17,378	
使用料及び賃借料	協力員連絡会会場使用料	15	協力員連絡会会場使用料	15	協力員連絡会会場使用料	99	
役員費	協力員連絡会通知用郵送料	59	協力員連絡会等通知用郵送料	85	協力員連絡会等通知用郵送料	35	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	年度別設置台数(新規・更新)	83	171	83	110	-	(22年度は推計)
	消防署通報件数	81	97	86	-	-	
	協力員出動件数	51	55	48	-	-	

(問題点・課題)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者の把握が困難である。また、協力員の確保が年々困難になっているため、新規申請者から民間方式を導入、従来型も徐々に移行していく必要がある。</li> <li>・近年のICT技術の向上に伴う通信形態の多様化等により、使用回線によっては消防庁の受信方式では利用できない場合もでてきており、消防庁でも24年度から新しい受信体制へ更新する予定である。</li> </ul>
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)
実況	民間方式の緊急通報システム導入区 20区

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
社会福祉協議会、民生委員協議会、地域包括支援センター等との連携を深め、対象者の把握に努める。	より多くの対象者の日常生活の安全が確保される。
民間方式の導入に移行した効果を検証しつつ、必要な対象者へ広く普及させる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協力員及びその確保の負担が軽減され、利用者本人の精神的負担も軽減する効果。</li> <li>・24時間必要に応じ必ず駆けつけられる安心な体制</li> </ul>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の安全を守り、不安感を軽減するために推進する。

議(要旨)	
-------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	火災安全システム事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦	
			担当者名	依田泉子	内線	2677	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	火災安全システム事業費(01-02-10)						
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	11年度	根拠法令等	荒川区高齢者火災安全システム事業要綱		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]					
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]					
目的	寝たきり高齢者及びひとり暮らし高齢者についての火災に対する生活の安全を確保し、もって在宅高齢者の福祉の増進を図る。						
対象者等	火災警報器・自動消火装置 65歳以上の寝たきり又はひとり暮らし高齢者（日中独居含む） 電磁調理器・ガス安全システム 65歳以上で、心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要な、ひとり暮らし高齢者 自動通報システム 65歳以上で、発作を伴う心疾患や高血圧性疾患、認知症等により、防火の配慮が必要なひとり暮らし又は高齢者のみの世帯の高齢者						
内容	【住宅用防火機器等の給付】 火災警報器（1世帯2台まで）基準額15,500円 自動消火装置（1世帯2台まで）基準額28,700円 電磁調理器 基準額41,000円 ガス安全システム 基準額42,200円 住民税が課税されている者は機器の購入等に要する費用の10%を利用者の負担とする。 【自動通報システム】 17年度から、認知症があるなど、特に火災発生のリスクが高いと思われる高齢者に対して、火災警報器が作動すると東京消防庁へ自動的に通報されるシステムを導入する。（専用通報器は緊急通報システムと兼用する。） 新規設置経費95,470円、住民税課税者は9,530円（取付た警報器の個数により負担額が異なる）の費用負担有						
経過	○平成11年度 費用負担を見直し（費用を階層別に負担） ○平成12年度 費用負担を見直し（住民税課税者、補助基準額の1割）電磁調理器を給付対象に加える。 ○平成17年度 東京消防庁への自動通報システムを導入する。						
必要性	虚弱な高齢者の安全・安心を確保し、在宅生活を支援する事業であり、必要性は高い。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 申請 訪問実態調査 決定						

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	325	1,485	1,361	944	1,063	669	692	
決算額（22年度は見込み）	276	555	458	461	720	594	692	
人件費		1,896	1,879	939	1,101	1,629		
【事務分担量】（%）		22	22	11	13	20		
合計（+）	276	2,451	2,337	1,400	1,821	2,223	692	
国（特定財源）								
都（特定財源）	183	299	0	0	0	50	56	
その他（特定財源）								
一般財源	93	2,152	2,337	1,400	1,821	2,173	636	
実績の推移	事項名							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
自動通報システム	-	0件	0件	0件	0件	0件	1件	
火災警報器	5件	8件	16件	13件	8件	12件	12件	
自動消火装置	3件	2件	1件	2件	5件	1件	3件	
ガス安全システム	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	
電磁調理器	8件	20件	12件	13件	21件	17件	16件	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	自動通報システム	0	自動通報システム	0	自動通報システム
扶助費	住宅用防火機器等の給付	720	住宅用防火機器等の給付	594	住宅用防火機器等の給付	614	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	
	自動通報システム設置台数	0	0	0	1	-	
	防災機器等設置台数	28	34	30	32	-	

（問題点・課題）	従来は、消防庁直通方式の緊急通報システム機器に、専用の火災警報器を接続して消防庁へ自動通報するシステムだけであったが、緊急通報システムが22年度より民間受信センター方式に移行することに伴い、火災自動通報システムの機器について民間受信センターを活用するかどうか、検討が必要である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
民生委員、地域包括支援センター等との連携を深め、対象者の把握に努める。	日常生活の安全の確保が真に必要な対象者を把握できる。
自動通報システムの受信方法等の内容の変更を消防庁と相談のうえ、決定する。	より効果的に自動通報させることによって、高齢者の日常生活の安全を確保する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	これまでと同様に実施する。

況議（要質問状）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	交通安全杖支給事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	新井玄二郎	内線	2678
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	交通安全杖支給事業費(01-02-11)				
事務事業の種類	新規事業	( 22年度 21年度 )	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	54 年度	根拠	荒川区交通安全杖の支給等に関する事業実施要綱
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	杖を使用しなければ歩行困難な高齢者に対し、外出時の補助具となる交通安全杖を支給し、日常生活の便に供する。歩行杖は、管轄する民生委員を通じて配付する。				
対象者等	満65歳以上の前年度住民税非課税者で杖を使用しなければ歩行が困難な者。				
内容	[手続き] ・申請（地区担当民生委員又は高齢者福祉課） ・地区担当民生委員による調査（杖の必要性の確認） ・支給決定（決定通知） ・民生委員指定場所へ杖を配送 ・民生委員を通じて配付 [杖の種類及び価格] ・T字杖（ストラップ、反射シール付の一本杖、アルミ合金製パイプ黄色の焼付塗装仕上げ、重量280g～300gの範囲、ウレタン樹脂製の握り） ・Sサイズ（790 <sup>mm</sup> ×19 <sup>mm</sup> ） Lサイズ（850 <sup>mm</sup> ×19 <sup>mm</sup> ） Tサイズ（900 <sup>mm</sup> ×19 <sup>mm</sup> ） ・各サイズ同価格（2,625円）				
経過	・昭和54年1月に開始、平成元年4月に地域振興部から事業移管された。 ・平成10年度より所得制限（前年度住民税非課税者）を導入し、平成13年度以降は杖の再交付を廃止した。 ・平成14年度、交通災害共済の廃止に伴い、区独自の区民交通傷害保険（月加入）に加入する。 ・平成15年度、区独自の区民交通傷害保険（月加入）方式が廃止となり、保険の加入を廃止した。 ・平成16年度より区の直営となる。（平成元年4月から平成15年度までは、社会福祉協議会に委託）				
必要性	杖を使用しなければ歩行困難な者に対し外出時の歩行補助具である杖を支給することは、交通安全対策と介護予防の一助となっており必要である。				
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )				

		（単位：千円）						
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算・決算額等の推移	予算額	550	511	507	368	158	158	210
	決算額（22年度は見込み）	476	394	263	368	0	158	210
	人件費		1,034	1,025	854	414	489	
	【事務分担量】（%）		12	12	10	12	20	
	合計（+）	476	1,428	1,288	1,222	414	647	210
	国（特定財源）							
都（特定財源）		238	197	131	184	0	79	105
その他（特定財源）								
一般財源		238	1,231	1,157	1,038	414	568	105
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	支給者数	171	121	105	121	126	154	

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	交通安全杖	0	交通安全杖	158	交通安全杖	210

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	交通安全杖支給数	121	126	154	120	-	

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 6 区 未実施 16 区） 中央、新宿、文京、太田、練馬、足立区 その他 シルバーカー・車椅子等の貸与を実施している区 18区

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	事業の実績や他区の実績状況等をふまえ、従来どおり実施する。 (20年度は在庫で対応。)

況議（要旨）	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

<b>事務事業名</b>	軽度要介護者等寝台賃借料補助事業	<b>部課名</b>	福祉部高齢者福祉課	<b>課長名</b>	大内和彦
		<b>担当者名</b>	新井玄二郎	<b>内線</b>	2677
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）</b>	特殊寝台貸与自己負担軽減費(01-02-17)				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
<b>開始年度</b>	昭和 平成 18年度	<b>根拠法令等</b>	荒川区軽度要介護者等寝台賃借料補助金交付要綱		
<b>終期設定</b>	有 無 20年度	<b>計画区分</b>	計画	非計画	
<b>実施基準</b>	法令基準内 都基準内 区独自基準	<b>計画区分</b>	計画	非計画	
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
<b>目的</b>	介護保険法の改正により、軽度の要介護者等に対する寝台の貸与が保険給付等の対象でなくなったことに伴い、保険給付等として寝台の貸与を受けていた者に対して、自己の負担により寝台の賃借を行う場合の費用の一部を補助することにより、負担の軽減を図るものとする。				
<b>対象者等</b>	要支援1・2又は要介護1の認定を受けた者で、次の要件の全てを満たす者 1 8年3月31日現在、介護保険給付等により特殊寝台の貸与を受けていた者 寝台の貸与が必要と区長が認めた者 介護保険の利用者負担段階が第1段階から第3段階までの者又は生活保護受給者				
<b>内容</b>	[賃借助成] 1 補助対象経費 18年10月1日以降に寝台を賃借する場合における自己負担費用 2 補助限度額 月額1,500円を上限とする。				
<b>経過</b>	本事業は、18年10月から20年3月までと、時限を定めて導入。なお、購入助成については、18年度のみの実施 [購入助成]（18年度のみ） 1 補助対象経費 18年4月1日から19年3月31日までの期間に支払った寝台購入費の1/2。ただし、生活保護受給者は10/10 2 補助限度額 27,000円。ただし、生活保護受給者は54,000円 助成対象者数等の現状を踏まえ、賃借料補助については23年3月まで延長				
<b>必要性</b>	法改正に伴う経過措置であり、一定の必要性はある。				
<b>実施方法</b>	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	1 交付申請 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、認定申請書により、区長に申請する。 2 交付認定 区長は、申請内容の適否を審査し、適当であると認めるときは、認定通知書により申請者に通知する。(1.2は終了。) 3 補助金の請求 申請者は、補助対象経費として支出した寝台賃借料3月分をまとめて、当該支出をした最終月の翌月末までに、請求書に領収書等を添えて補助金の請求を行う。 4 補助金の交付 区長は、請求内容を審査のうえ、速やかに補助金を交付する。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	-	-	1,172	945	738	540	342	
決算額(22年度は見込)			1,172	497	311	200	342	
人件費			1,879	2,306	414	245		
【事務分担当】(%)			22	27	12	10		
合計(+)	0	0	3,051	2,803	725	445	342	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	0	0	3,051	2,803	725	540	540	
<b>実績の推移</b>								
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
対象者数			55	52	41	19		
利用者数			39	39	23	16		
賃借助成件数(延べ)			109	331	208	135		
購入助成件数(延べ)			33	-				

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	寝台賃借料補助	311	311	寝台賃借料補助	200	寝台賃借料補助

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	補助件数（延べ）	331	208	135	-	-	

（問題点・課題）	<p>介護保険法の改正に伴う経過措置であり、助成対象者数の推移等を踏まえたうえで、事業終了について検討する必要がある。</p>
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容
	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	これまでと同様に実施する。

議（要旨）	
-------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	高齢者マッサージ事業 (在宅介護者マッサージ事業)	部課名 福祉部高齢者福祉課	課長名 大内和彦	担当 宮島弘江	課長名 内線 2678
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード(22年度)	家族介護支援事業費(01-02-02)				
事務事業の種類	新規事業 (22年度 21年度)	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 15 年度	根拠 法令等	なし		
終期設定	有 無 年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	在宅で高齢者を介護している家族等である介護者に対し、無料マッサージ券を支給することによって、介護者の慰労及び心身のリフレッシュを図る。				
対象者等	要介護4・5の者を在宅で介護する者（主たる介護者）。ただし、要介護者が長期入所・長期入院している場合は除く。				
内容	在宅で高齢者を介護している家族等である介護者に対して無料マッサージ券（1人年2回分）を支給する。				
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 65歳以上の高齢者のリハビリを補完するものとして在宅高齢者通所サービスセンターで通所者を対象にマッサージを実施していたが、介護報酬による運営に移行したことにより在宅高齢者通所サービスセンターとしてのマッサージ事業が廃止されたため、15年度から区が引き継いで実施した。</li> <li>・ 16年度から社会福祉協議会で実施しているマッサージ事業と調整を図り利用者負担を導入。</li> <li>・ 17年度から、社会福祉協議会がひろば館を会場として実施していたマッサージ事業と区で引き継いだ通所サービスセンターで実施しているマッサージ事業を廃止する。</li> <li>・ 18年度から要介護4・5の者を在宅で介護する者に対して実施。</li> </ul>				
必要性	在宅で高齢者を介護している家族等の介護者の慰労及び心身のリフレッシュを図る。				
実施方法	（一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 区が荒川区鍼灸按摩マッサージ師会と契約を締結し（1回5,000円、実績払い）、サービス利用者の希望に応じて自宅または施術所において、区が利用者に対して発行する無料マッサージ券（1人年2回分）と引き換えにマッサージを行う。				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		1,794	4,209	4,208	4,210	1,548	4,112	4,112
決算額（22年度は見込み）		1,318	445	2,042	1,392	1,548	1,581	4,112
人件費		/	3,017	1,708	1,879	678	1,629	/
【事務分担量】（%）		/	55	20	20	8	20	/
合計（+）		1,318	3,462	3,750	3,271	2,226	3,210	4,112
国（特定財源）					563	606	632	1,644
都（特定財源）					281	303	316	822
その他（特定財源）					548	639	633	1,646
一般財源		1,318	3,462	3,750	1,879	678	1,629	0
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	延べ利用者数（22年度は発送件数）	659	89	390	264	297	298	715
	対象者数	-	1,718	1,778	1,374	1,040	1,526	1,430

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		一般需用費	消耗品	11	消耗品	14	消耗品
	印刷製本	0	マッサージ券等印刷製本	0	マッサージ券等印刷製本	0	
役務費	郵便料	52	郵便料	77	郵便料	93	
委託料	マッサージ委託	1,485	マッサージ委託	1,490	マッサージ委託	4,000	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	延べ利用者数	264	297	298	1,430	-	22年度は発送件数

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施区 未実施区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	これまでと同様に実施する。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	高齢者等支えあい見守りあいネットワーク事業（ネットワーク）	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦			
		担当者名	小西純一	内線	2678			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	支えあい見守りあいネットワーク事業費(01-02-15)							
事務事業の種類	新規事業	（ 22年度 21年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	13 年度	根拠	荒川区高齢者等支えあい見守りあいネットワーク事業実施要綱			
終期設定	有	無	年度	法令等				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画			
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]						
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]						
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]						
目的	地域の人々を中心とした、支えあい見守りあいのネットワークを創り上げることで、日常的に見守り等の支援が必要であるひとり暮らし等の高齢者が、住み慣れた街で安心して暮らし続けるように、支えあい見守りあいの仕組みづくりを行うとともに、そのネットワークを基に地域コミュニティの再生につなげていく。							
対象者等	1.75才以上の一人暮らしの高齢者、2.75才以上の高齢者のみの世帯、3.介護保険で要介護認定3～5の方、4.身体障害者手帳1～2級の方、5.愛の手帳1～4度の方、6.精神障害者保健福祉手帳1～2級の方、7.その他、日中一人暮らし高齢者等で介護や見守りが必要な方（年齢制限無し）（4～6については、障害者福祉課で対応。）							
内容	<p>区の役割：日常の声かけや見守り、災害時の避難援助を希望する対象者について、名簿及び地図を作成して協力機関へ提供する。（協力機関とは、町会、民生委員、警察署、消防署、社会福祉協議会、地域包括支援センターを指す。）</p> <p>見守り協力機関の役割：区から提供を受けた名簿等を活用して、自主的に日常の声かけや見守り、必要に応じて、防犯防火の見回りや催事のお誘い等を行う。災害時には名簿等を避難援助等に活用する。</p> <p>連絡会の開催（新規）：区及び見守り協力機関との間で、当事業の活動報告や情報交換をするとともに、要支援者マップの活用方法の検討、救急医療情報キットの周知及び配付の依頼等を行う。</p>							
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成13年度 実施協力を得た71町会の地域に住む対象者に見守り希望のアンケートを実施し、2,020名分の名簿を作成し提供する。</li> <li>平成14年度 区内全域で見守り希望のアンケートを実施し（前年登録をした者を除く。）協力機関へ名簿を提供する。</li> <li>全区調査の終了に伴い、15年度以降は、毎年1月1日現在本事業の対象者のうち、未登録の方に対してアンケート調査を実施。あわせて、町会・民生委員からの報告等により、対象者の新規登録・更新を適宜実施。</li> </ul>							
必要性	一人暮らし高齢者等に対して行う日常の声かけや見守り、災害時の支援・救護活動の効率化が図れる。区と協力機関、協力機関同士で活動の報告や情報交換をすることにより、見守り活動を活発化させる事ができることから、その必要性は高い。							
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>年1回（毎年2月頃）、区内に居住する対象者のうち、対象者名簿に未登載の方に対して、支えあい見守りあいネットワークの対象者名簿への登載について、希望の有無のアンケート調査を実施する。希望者については対象者名簿へ登載する。（アンケート調査の対象外の者についても随時希望届を受け付ける。）</p> <p>希望届の提出に基づき、見守り対象者名簿を作成して協力機関へ提供する。（年度当初）</p> <p>対象者名簿は、住民記録データの死亡・転出等の異動情報を反映させた最新版の名簿である。</p> <p>協力機関は、配付された対象者名簿を基に自主的に見守り活動をする。</p>							
予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	165	174	164	148	159	3,358	373
	決算額（22年度は見込み）	63	99	118	104	137	2,698	373
	人件費		1,034	1,025	854	847	2,036	
	【事務分担量】（%）		12	12	10	10	25	
	合計（+）	63	1,133	1,143	958	984	4,734	373
	国（特定財源）							
	都（特定財源）	81	74					86
その他（特定財源）								
一般財源	-18	1,059	1,143	958	984	4,734	287	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	実施町会（22年度は見込み）	117	117	117	118	119	119	119
	見守り希望登録者数（22年度は見込み）	4,170	4,107	4,079	3,847	3,804	3,914	4,000

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
予算・決算の内訳	一般需用費	33	消耗品費	57	消耗品費・印刷製本費	95
	食糧費				連絡会用お茶	63
	役務費	104	アンケート調査郵送料	68	郵送料	215
			委託料	2,573		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	登録者数（22年度は4月30日現在）	3,847	3,804	3,914	3,750	5,000	年度当初現在の人数

（問題点・課題） （指標分析）	<p>支えあい見守りあいネットワーク事業は、地域に密着したネットワークの構築を行うための事業であることから、活動を担う協力機関は、町会会員・民生委員・包括支援センター等の地域に根ざした主体となっている。そのため、各協力機関がいかに自主的に率先して支えあい見守りあい活動の取り組みをするかが一番の課題でもある。</p> <p>自主的な取り組みがなされなければ、単に名簿を配付するだけの事業となってしまうから。</p>
	<p>（実施 11 区 未実施 11 区）</p> <p>当支えあい見守りあいネットワーク事業と同じ趣旨の活動状況の区を挙げた。なかでも新宿・練馬・江戸川では、定期的に（各区で頻度は異なる。）一般のボランティアの方が見守り活動を行っている。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
見守り協力機関に名簿だけでなく新たに地図を提供するため、地図情報システムを活用するとともに、見守り協力機関の意見を参考にしながら、名簿の配付方法を改善する。	見守り協力機関に対して利活用しやすい名簿等を提供することにより、日常の声かけや見守り活動の活発化が図れる。
現行では、名簿の配付時期が年1回（年度当初）であるため、見守り協力機関の意見を取り入れながら、名簿の配付及び更新の回数を増加したりする等改善する。	見守り協力機関に対して利活用しやすい名簿等を提供することにより、日常の声かけや見守り活動の活発化が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	ひとり暮らし高齢者等の把握に努め、事業の実効性を向上させる必要がある。

議事録 （要旨） 状況	平成20年三定 「高齢者等要支援者マップ」の作成について 平成21年予算特別委員会
-------------------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	高齢者等支えあい見守りあいネットワーク事業（救急医療情報キット等）	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦			
		担当者名	小西純一	内線	2678			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	支えあい見守りあいネットワーク事業費(01-02-15)							
事務事業の種類	新規事業	（ 22年度 21年度 ）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	22年度	根拠	荒川区におけるひとり暮らし高齢者等の見守り活動に関する協定書			
終期設定	有	無	年度	法令等	活動に関する協定書			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]						
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]						
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]						
目的	<p>【救急医療情報キットの配付】</p> <p>救急時に、救急隊が必要な医療情報を迅速かつ的確に把握し、速やかな救急処置及び病院への搬送を可能とすることにより、ひとり暮らし高齢者等の不安の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>【新聞販売店による見守り活動】</p> <p>家庭内における高齢者の異変を早期に発見して、区や警察、消防等の各関係機関へ速やかに通報する体制を構築することにより、区内の高齢者の安心・安全の確保と地域の福祉の向上を図ることを目的とする。</p>							
対象者等	<p>【救急医療情報キットの配付】</p> <p>高齢者等支えあい見守りあいネットワーク事業における活動希望届を提出した者</p> <p>【新聞販売店による見守り活動】</p> <p>65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯及びこれに準ずる世帯において、荒川区新聞販売同業組合に加盟する新聞販売店から新聞を定期購読している者のうち、見守り希望申込書を提出する者ひとり暮らし高齢者に準ずる世帯とは、寝たきり、認知症等により緊急時に警察、消防、救急の各種通報をすることができず、見守りを必要とする世帯をいう。</p>							
内容	<p>【救急医療情報キットの配付】</p> <p>常時、ひとり暮らし高齢者等の家庭内（冷蔵庫）に救急医療情報キット（以下「キット」という。）を保管することにより、救急時に駆けつけた救急隊は、キットに保管されている救急医療情報を基にして迅速かつ適切な救急救命活動を行うことが可能となる。このキットは民生委員や区職員を通じて対象者に配付する。《配付する救急医療情報キットの内訳》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. キットボトル本体</li> <li>2. 救急医療情報シート（氏名、住所、性別、生年月日の他、緊急連絡先、かかりつけ医、既往、服薬情報等を記載する様式、耐水性のある特殊な紙を用いる。）</li> <li>3. ステッカー（玄関、冷蔵庫に貼付して、救急隊に対して救急医療情報キットの存在を明らかにする。）</li> </ol> <p>これらの他に、各自で顔写真（本人確認できるもの）、健康保険証・診察券・薬剤情報提供書の各写しを用意する。</p> <p>【新聞販売店による見守り活動】</p> <p>荒川区と荒川区新聞販売同業組合との間で、ひとり暮らし高齢者等の見守り活動に関する協定を締結する。区は、配達時や集金時において対象者に異変があった旨の通報を新聞販売店側から受けた場合には、関係部署、各地域包括支援センターと連携して対象者の安否確認を行う。なお、その異変が一刻を争う緊急事態であれば、新聞販売店は直接警察、消防の各関係機関にその旨を通報するとともに、区に対しても同様の通報し、区は各関係機関と連携を図る。</p>							
経過								
必要性	<p>【救急医療情報キットの配付】</p> <p>対象者が急変した時に、救急隊が必要な医療情報を的確に把握して迅速に救急救命活動が行えるとともに、他自治体では、このキットを活用したことにより命を救えたという事例もあることから、その必要性は高い。</p> <p>【新聞販売店による見守り活動】</p> <p>新聞販売店は、同じ地域において業務を行っているため、ひとり暮らし高齢者世帯等の見守りを必要とする者の異変を早期に発見することが期待できるとともに、地域の人々を中心とした現状の見守り活動を充実させて、支えあい見守りあいのネットワークを強化することができることからその必要性は高い。</p>							
実施方法	<p>（ 1直営 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>【救急医療情報キットの配付】</p> <p>荒川区高齢者等支えあい見守りあいネットワーク事業における見守り活動希望届を提出している者に対して、見守り活動及び名簿の活用の一環として、民生委員に訪問による配付を依頼するとともに、区職員でも訪問による対応を行う。</p> <p>【新聞販売店による見守り活動】</p> <p>見守り活動希望届の提出に基づき、見守り対象者名簿を作成して荒川区新聞販売同業組合に加盟する新聞販売店側へ提供する。対象者名簿は、随時更新させた最新のものを提供する。</p> <p>新聞販売店側は、配達時や集金時に区が提供した名簿に記載された対象者を見守る。具体的には、対象者が新聞を2日間程度抜き取らずに溜めているか否か、その他に異変があったか否かを確認する。確認の結果、異変があった場合には新聞販売店は区に通報する。区は新聞販売店からの通報を受けて、関係部署、各地域包括支援センターと連携しながら対象者の安否確認を行う。安否確認に当たっては、関係部署・親族・知人・地域関係者等から情報収集するとともに、止むを得ない場合には、あらかじめいただいた本人の同意の下で、対象者の住居内に立ち入る。</p>							
予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額							2,232
	決算額（22年度は見込み）							2,605
	人件費							
	【事務分担量】（%）							
	合計（+）	0	0	0	0	0	0	2,605
	国（特定財源）							
都（特定財源）							1,116	
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	0	1,489	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	救急医療情報キットの配付数							
	見守り希望登録者人数							

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
予算・決算の内訳					消耗品費・印刷製本費	2,232

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				目標値 (25年度)	指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度		
標	キット配付個数					5,000	
	見守り希望登録者人数					5,000	

（問題点・課題分析）	<p>これからの課題として、まず救急医療情報キットについては、そのキット配付の対象者が現在支えあい見守りあいネットワーク事業における活動希望届を提出している者に限られているため、健康上不安を抱える高齢者等にも配付することができるような仕組みにしていかなければならない。</p> <p>また、新聞販売店による見守り活動については、新聞販売店の他にも、区内には地域に根ざした事業者は数多くあることから、この支えあい見守りあいのネットワークをさらに広げていくことが必要である。</p>
	<p>（実施 2 区 未実施 20 区）</p> <p>【救急医療情報キットの配付】港、千代田 【新聞販売店による見守り活動】千代田、世田谷</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>救急医療情報キットの配付対象者を拡大するとともに、救急医療情報キットを地域で見守りを必要とする高齢者を掘り起こしていく1つのツールにする。</p>	<p>配付対象者を拡大することにより、健康上不安を抱えている区内高齢者に配付することができるとともに、地域で見守りを必要とする高齢者を掘り起こしていくことが可能となる。</p>
<p>新聞販売店の他に、区内事業者（乳酸菌飲料販売事業者、郵便事業者、宅配事業者等）に積極的にアプローチを図り、見守り活動を充実させて、支えあい見守りあいのネットワークを広げていく。</p>	<p>見守りを必要とする高齢者に対して、見守り活動に対するバックアップを多くの民間事業者から得ていくことで、区内高齢者の孤独死や孤立死の解消につなげていく。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
	重点的に推進	ひとり暮らし高齢者等の把握に努め、事業の実効性を向上させる必要がある。

議（会）質（問）状	
-----------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	敬老週間事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦			
		担当者名	小西純一	内線	2678			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	敬老週間事業費(01-04-01)							
事務事業の種類	新規事業	（ 22年度 21年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	46年度	根拠	荒川区敬老品贈呈事業実施要綱			
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区山谷地域敬老会事業補助金交付要綱			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画			
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]						
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]						
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]						
目的	<p>満百歳を迎える者（以下、長寿者とする。）、並びに数え年で白寿、米寿及び喜寿を迎える者に対して敬老品を贈呈することにより、区内にお住まいの高齢者に対して敬意を表するとともに、ご長寿とご健康をお祝いする。</p> <p>地域のレクリエーションを主催する財団法人城北労働・福祉センター（山谷地域敬老会）に補助金を交付して、山谷地域にある簡易宿泊所に宿泊する高齢者の慰安と激励を図る。</p>							
対象者等	<p>荒川区に住所を有する高齢者のうち、以下の要件に該当する方。</p> <p>長寿者：明治43年1月2日～明治44年1月1日生まれ 白寿：大正元年生まれ 米寿：大正12年生まれ 喜寿：昭和9年生まれ</p> <p>財団法人 城北労働・福祉センター（山谷地域敬老会）</p>							
内容	<p>敬老品 荒川区商店街連合会が発行する区内共通お買い物券を贈呈する。 （長寿者：50,000円、白寿：30,000円、米寿：10,000円、喜寿：5,000円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>白寿・米寿及び喜寿の方へは、8月下旬頃（予定）から民生委員が対象者宅を直接訪問して贈呈する。</li> <li>長寿者の方へは、事前に表敬訪問の希望の有無に関する意向調査を行い、訪問希望者には区長等が訪問して敬老品とともに花束を贈呈する。訪問辞退者には担当職員及び民生委員が訪問して敬老品を贈呈する。</li> <li>満百歳を超える方へは、表敬訪問を希望した方について花束を贈呈する。</li> </ul> <p>山谷地域敬老会補助 財団法人城北労働・福祉センター（山谷地域敬老会）の敬老事業(レクリエーション事業)に対して補助金を交付する。</p>							
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>敬老金（75歳以上）昭和33年度開始～平成9年度に廃止する。</li> <li>表敬訪問（95歳以上）昭和46年度開始～平成9年度に廃止する。</li> <li>長寿者祝金（100歳以上）昭和62年度開始～平成12年度に廃止する。</li> <li>敬老品 昭和40年度開始 記念品を贈呈（喜寿・米寿） 平成10年度改正 敬老金と表敬訪問の廃止に伴い、敬老品の贈呈の対象者に白寿を追加する。 平成11年度改正 敬老品を各種記念品から区内共通お買い物券（金額は現在の金額）へ変更する。 平成13年度改正 長寿者祝金の廃止に伴い、敬老品の贈呈の対象者に長寿者を追加する。満百歳を超える方については、表敬訪問を希望した方について花束を贈呈する。</li> <li>山谷地域敬老会補助 昭和61年度開始 150,000円 平成13年度改正 240,000円（台東区と同額に変更）</li> </ul>							
必要性	<p>区民のご長寿とご健康をお祝いする事業は各自治体においても重視しており、とりわけ23区の中でも高齢化率の高い当区にとっては、本事業の必要性は極めて高い。</p>							
実施方法	<p>（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>敬老品</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員が、対象者宅を直接訪問して敬老品を贈呈する。</li> <li>敬老品を地区民生委員別に仕分ける作業を荒川区シルバー人材センターへ委託する。</li> </ul>							
予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	15,823	16,365	17,510	18,918	18,876	20,409	20,744
	決算額（22年度は見込み）	15,290	15,937	16,902	17,949	18,692	19,290	20,774
	人件費		2,758	2,733	2,477	2,033	1,222	
	【事務分担量】（%）		32	32	817	24	15	
	合計（+）	15,290	18,695	19,635	20,426	20,725	20,512	20,774
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
一般財源	15,290	18,695	19,635	20,426	20,725	20,512	20,774	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	喜寿（22年度は見込み）	1,684	1,671	1,641	1,663	1,822	1,907	1,910
	米寿（22年度は見込み）	515	493	603	620	629	630	715
	白寿（22年度は見込み）	29	58	48	53	54	52	68
	長寿者（22年度は見込み）	8	10	16	28	24	28	27

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
一般需用費	敬老品		18,220	敬老品	18,795	敬老品	20,090
	その他消耗品		112	その他消耗品	134	その他消耗品	258
	祝辞印刷		56	祝辞印刷	57	祝辞印刷	80
	役員費	入院者への郵送料	9	高齢者訪問意向調査郵送料	6	高齢者訪問意向調査郵送料	18
	委託料	祝品包装作業委託	55	祝品包装作業委託	58	祝品包装作業委託	58
	負担金補助	山谷敬老会への補助金	240	山谷敬老会への補助	240	山谷敬老会への補助	240

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	敬老品贈呈数	2,364	2,529	2,617	2,720		実際の贈呈件数(22年度は見込)
	対象者人数	2,423	2,596	2,712	2,720		22年度は見込み

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者人口の増加に伴い、敬老品を贈呈する対象者についても増加の一途である。</li> <li>・ 平成11年度から敬老品を各種記念品から区内共通お買い物券へ変更して本事業を実施しているところであるが、区内共通お買い物券は区内商店街の取扱店舗での利用に限られ、一部地区では利用しづらいとの声がある。</li> </ul>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>各区で、敬老品の贈呈対象者や贈呈する品の内容に差異があるものの、全区で敬老週間行事の一環として祝品を贈呈している。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
敬老品の贈呈期間を現行（8月下旬から10月下旬まで）よりも延長する。	贈呈期間の延長に伴い、より多くの対象者に敬老品を贈呈することが可能となり、事業の趣旨に合致する。
敬老品の内容（現行は区内共通お買い物券）が現行のままではよいか検討していく。	敬老品の内容を検討することにより、より多くの高齢者に喜ばれる物を敬老品として贈呈することが可能となり、事業の趣旨に合致する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	高齢者の長寿をお祝いするとともに、感謝の意を表するため、実施する。

議（会）要（質）問（旨）状	<p>平成12年三定 福祉切捨ての見直しを求める。共産党区議</p> <p>平成13年保健福祉委員会 長寿慶祝の会の招待者の年齢の変更についての報告（節目年齢への変更）結果、対象年齢は従来どおり</p> <p>平成13年予算特別委員会 長寿慶祝の会の開催内容について 共産党など</p> <p>平成22年予算特別委員会 区内共通お買い物券の利便性の向上を求める。自民党</p>
---------------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	高齢者総合相談窓口	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	三和田 富美	内線	2679
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	高齢者福祉事業事務費(01-07-01) 家族介護支援事業費（01-02-02）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	59年度	根拠	地域保健法、介護保険法、健康増進法、
終期設定	有	無	年度	法令等	精神保健福祉法
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	<p>1 おとしよりなんでも相談窓口の運営 高齢者の健康づくりや生きがいづくり、ひとり暮らし高齢者の生活支援、介護が必要な高齢者及びその家族に対する区の保健福祉サービスの利用申請や情報提供、病院・施設への入所相談など、高齢者に関する総合的な申請及び相談窓口を運営する。</p> <p>2 認知症専門相談 認知症やその他の精神疾患（疑いを含む）のある高齢者の精神保健福祉に関する相談を精神科医師と保健師が行う。</p> <p>3 認知症高齢者を支える家族の会（銀の杖）支援 家族団体の活動に要する費用の一部を助成することにより、家族団体の活動の充実を図り、認知症高齢者の福祉の向上を図る。</p>				
対象者等	<p>1 概ね65歳以上の高齢者及びその家族</p> <p>2 介護サービス事業者や関係機関</p> <p>3 認知症者の家族</p>				
経過	<p>1 おとしよりなんでも相談窓口の運営 再任用及び再雇用職員3名体制（窓口2名）</p> <p>2 認知症専門相談 精神科医師による面接相談及び訪問相談を予約制で行う（月5回、13～15時の2時間）。また、随時、保健師による相談を行う。 ・ 認知症等の診断 ・ 専門医療機関の紹介 ・ 介護や精神保健福祉情報の提供等</p> <p>3 荒川区認知症高齢者を支える家族の会に補助金を交付するとともに、保健師を派遣し、地域包括支援センターとともに会の運営を支援する。</p>				
必要性	おとしよりなんでも相談及び認知症専門相談は、高齢者等が適切な医療や保健福祉サービス、介護サービスを受けることにより、安定した生活を過ごすために必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	1,238	1,245	1,239	1,239	1,624	1,589	1,554	
決算額(22年度は見込み)	1,206	1,228	1,107	1,084	1,493	1,483	1,554	
人件費		17,492	16,558	7,623	9,929	10,389		
【事務分担量】（%）		420	410	455	345	348		
合計（+）	1,206	18,720	17,665	8,707	11,422	11,872	1,554	
国（特定財源）			430	419	588	533	604	
都（特定財源）			215	210	293	266	302	
その他（特定財源）			418	450	570	535	606	
一般財源	1,206	18,720	16,602	7,628	9,971	10,538	42	
実績の推移	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
おとしよりなんでも相談件数	4,845	5,103	5,244	5,135	8,320	7,565	8,000	
認知症相談件数	78	84	82	68	98	98	120	

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
	報酬	精神科医報酬	1,408	精神科医報酬	1,334	精神科医報酬	1,482
	一般需用費	窓口消耗品	41	窓口消耗品	107	消耗品	30
	備品購入費		0	相談室用衝立			
	負担金補助及び交付金	認知症家族会補助	42	認知症家族会補助	42	認知症家族会補助	42
	共済費		2	公務災害負担			

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(25年度)	
標	相談件数	68	98	91	120	120	認知症専門相談・延べ人数
	相談件数 (おとしよりなんでも相談)	5,135	8,320	7,565	8,000		
	会員数	60	52	60	65	70	荒川区認知症高齢者を支える家族の会

（問題点・課題）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢化が進展し、認知症や妄想性障害などの精神疾患を持つ方が増加の一途をたどっている。しかしながら、区内には精神科を専門とする診療所が8か所、入院医療機関は皆無であり、非常に少ない現状である。</li> <li>2 高齢者の精神疾患は早期に発見し、適切な治療に繋げる必要があり、区が実施する専門相談は非常に重要な役割を担っている。</li> <li>3 介護サービス事業者や地域包括支援センターが認知症者等の支援にあたり、認知症専門相談を利用する事例が増えている。</li> <li>4 認知症を支える家族の会(銀の杖)の会員が高齢化しており、会員自身の介護予防に取り組みながら活動を行うことを支援するとともに、認知症介護に悩む方に対しては、当会の支援を行う必要がある。</li> <li>5 銀の杖は介護者懇談会を行い、介護や精神疾患などの相談を担っている。高齢者福祉課と地域包括支援センターと社会福祉協議会が支援している。</li> </ol>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 なし 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
単身または家族基盤が脆弱な認知症者や妄想性障害のある高齢者が増加しており、認知症専門相談を広く周知する。	認知症高齢者を支援する介護サービス関係者や家族が専門相談を利用することで、認知症をはじめとする高齢者の精神疾患を早期に発見し、治療や介護サービスにつなぐことができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	高齢者等が抱える様々な相談に対応するため、高齢者に関する総合的な相談窓口を運営する。

議（要旨）	
-------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	養護老人ホーム措置	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	坂野竜二	内線	2673
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(22年度)	養護老人ホーム措置(01-01-01)				
事務事業の種類	新規事業 ( 22年度 21年度 )		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	41 年度	根拠	老人福祉法第11条第1項第1号
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区老人ホーム入所判定委員会設置要綱
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市 [ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 [ 02 ]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援 [ 02-03 ]			
目的	環境上及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を養護老人ホームに入所させることによって、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定を図る。				
対象者等	環境上及び経済的理由により居宅において生活することが困難な65歳以上（特段の事情のある場合は65歳未満も含む）の者で低所得者。				
内容	<p>養護老人ホームは、老人福祉法第11条に規定されている老人福祉施設である。区では都内・近県の施設に入所措置している。</p> <p>[措置要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として65歳以上</li> <li>・経済上(生保受給者等)、環境上(簡易宿泊所・更生施設入所、家庭環境、居住環境等)の理由により、居宅において生活することが困難な者</li> </ul> <p>[措置手続]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所申請受理</li> <li>・実態調査(訪問・面接)</li> <li>・入所判定委員会</li> <li>・入所(立会い・移送)</li> </ul> <p>[入所判定委員会委員の構成]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師2名(荒川区医師会推薦医師)</li> <li>・養護老人ホーム施設長</li> <li>・荒川区保健所長</li> <li>・高齢者福祉課長</li> <li>・老人福祉指導主事(高齢者サービス調整係長)</li> <li>・老人福祉担当者(ケースワーカー)</li> </ul> <p>[自己負担金]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・徴収金額 前年収入に応じ国が定めた基準(平成18年1月24日 老発第0124001号「老人福祉法第11条による措置事務の実施に係る基準」)に基づき徴収する。毎年7月1日に改定する。</li> <li>・徴収方法 当月分納付書を翌月に入所者又は扶養義務者宛てに郵送。滞納が生じた場合は、滞納している者と区で分納計画を取り交わし徴収している。</li> </ul>				
経過	<p>昭和41年より、老人福祉法11条を根拠に実施。</p> <p>平成12年10月～ 費用徴収基準1階層の者については、介護保険料が措置費に加算される。</p> <p>平成14年4月1日 区内養護老人ホーム(千寿苑)開設。(60床中荒川区枠は17床、残りは台東区枠)</p> <p>平成18年4月より、法改正で外部の介護保険サービス併用可(将来的にはケアハウスの形態に転換)</p>				
必要性	法定措置事務として、要援護高齢者を支援するために継続して実施する必要がある。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	176,567	183,606	184,396	183,147	183,452	187,222	192,354	
決算額(22年度は見込み)	176,276	178,248	165,474	174,104	183,448	186,096	192,354	
人件費		12,929	11,529	7,686	2,541	2,118		
【事務分担量】(%)		150	135	90	30	40		
合計(+)	176,276	191,177	177,003	181,790	185,989	188,214	192,354	
国(特定財源)	76,366	(補助廃止)	(補助廃止)	(補助廃止)	(補助廃止)	(補助廃止)	(補助廃止)	
都(特定財源)	24,755	(補助廃止)	(補助廃止)	(補助廃止)	(補助廃止)	(補助廃止)	(補助廃止)	
その他(特定財源)	19,197	18,359	15,768	15,872	18,891	19,048	20,270	
一般財源	55,958	172,818	161,235	165,918	167,098	169,166	172,084	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	措置件数(継続数措置件数)	88	89	85	85	91	87	
	措置施設数	22	22	22	21	23	23	

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	委託料	支払代行事務	597	支払代行事務	604	支払代行事務	625
	扶助費	措置費	182,851	措置費	185,492	措置費	191,729

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	措置件数	85	91	87	93	-	22年度は見込
	措置実施施設数	21	23	23	23	-	22年度は見込

問題点・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養護老人ホーム入所後、集団生活・規律生活へ順応できず自己の意思によりで退所する事例が増えている。</li> <li>・身体状況から特別養護老人ホームの入所が適当となった場合に、すみやかに特別養護老人ホームに移行できるよう支援するシステムが必要である。</li> </ul>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
被措置者との対面指導を強化する。	自己判断による退所を抑止する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法定措置事務ではあるが、事業の必要性を考慮し、引き続き実施する。

議（要旨）	
-------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	特別養護老人ホーム（措置分）	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	坂野竜二	内線	2673
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(22年度)	特別養護老人ホーム(01-01-02)				
事務事業の種類	○新規事業（○22年度 ○21年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	○昭和 ●平成 12年度	根拠法令等	老人福祉法第11条第1項第2号 荒川区における老人福祉法に規定するやむをえない事由による措置に関する要綱		
終期設定	○有 ●無 年度				
実施基準	●法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市 [I]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 [02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援 [02-03]			
目的	身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な高齢者が、やむを得ない事由により介護保険法に規定する施設に通常の方法により入所することが著しく困難であると認めるときに、特別養護老人ホームに措置入所させることによって、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定を図る。				
対象者等	本人または親族等では適切な介護サービスを受けるための契約の締結が困難な高齢者				
内容	<p>老人福祉法に基づき福祉事務所長が施設の入所手続きを行う。                  家族による経済的虐待等を受けており本人負担が困難な場合は、施設利用料を扶助する。                  また、やむを得ない事由が消滅したときには措置を解除し、契約に移行する。</p> <p>[措置要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護認定において要介護状態に該当</li> <li>・健康状態が入院加療を要する病態でないこと、及び感染症を有し他の入所者に感染させる恐れがないこと</li> <li>・やむを得ない事由により、本人及び家族の意思による入所が困難であること</li> </ul> <p>&lt;やむを得ない事由&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人が家族等の虐待又は介護放棄を受けている場合</li> <li>・認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ本人を代理する家族等がいない場合</li> </ul> <p>[措置手続]</p> <p>・入所申請受理 → ・実態調査（訪問・面接） → ・入所判定委員会 → ・入所（立会い・移送）</p> <p>[扶助内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本サービス 利用額×1割×日数</li> <li>・保険外負担金（居住費+食費+その他措置に要する費用）×日数</li> <li>・移送費</li> </ul> <p>[自己負担金]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・徴収金額 利用料扶助費全額</li> <li>・徴収方法 当月分の措置費の納付書を翌月に本人宛（施設）に送付。経済的虐待等を受けていた場合等で、措置時に負担金額の納入に必要な収入が確保できなかった場合は、収入の充当ができた時、成年後見人が選任された時、または、支弁に応じる家族が現れた時点で入所時に遡及して徴収する。</li> </ul>				
経過	平成12～15年度 利用実績なし 平成16年度1件 平成17年度0件 平成18年度2件 平成19年度15件 平成20年度9件 平成21年度6件				
必要性	法定措置事務として、要介護高齢者の健康の保持と生活の安定を図るために、必要な事業である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	40	335	806	791	2,879	1,370	4,229	
①決算額（22年度は見込み）	25	0	104	2,671	2,879	865	4,229	
②人件費		11,205	11,102	12,383	9,317	4,072		
【事務分担量】（%）		130	130	145	110	50		
合計（①+②）	25	11,205	11,206	15,054	12,196	4,937	4,229	
国（特定財源）	0	0	0					
都（特定財源）	0	0	0					
その他（特定財源）	0	0	0	902	2,566	862	4,228	
一般財源	25	11,205	11,206	14,152	9,630	4,075	1	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	措置件数	1	0	2	15	9	6	12
	措置施設数	1	0	1	9	7	4	12

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）		
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
訳・決算の内	扶助費	介護給付本人負担分	2,879	介護給付本人負担分	865	介護給付本人負担分	4,229

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	① 措置件数	15	9	6	12	—	22年度は見込
	② 措置施設数	9	7	4	7	—	22年度は見込

問題点・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>区内特養については、措置先の確保の協力が定着してきているが、区外特養についても必要時に措置できるように、措置先を安定的に確保することが必要である。</li> <li>近年措置件数が急増しており、迅速な対応が困難になっている。</li> </ul>
他区の実施状況	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>H21台東区10件、北区3件、文京2件 他区も、措置が必要な時期にベットを確保することができず苦慮している。</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	近隣の新規施設や空床について、定期的に情報収集を行う。	安定的な措置先の確保が見込める。
②	荒川区が助成している区外12特養への措置依頼協力の連携を深める。（懇談会開催等）	さらなる連携を深めることにより、緊急時のベッド確保の協力が得やすくなる。また、他施設との情報交換の場にもなる。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法定措置事務ではあるが、事業の必要性を考慮し、引き続き実施する。

議会議事（要旨）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	介護サービス事業（措置分）	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	坂野竜二	内線	2673
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(22年度)	介護サービス事業費(01-02-01)				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	12年度	根拠	老人福祉法第10条の4
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区高齢者緊急一時保護事業実施要綱
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市 [ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 [02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援 [02-03]			
目的	家庭の事情等により緊急に保護を必要とする高齢者又は認知症等により日常生活に支障のある者が、やむを得ない事由により介護保険給付を利用することが著しく困難であると認められる場合に、当該高齢者の生活の場の確保を回復を図るため、区が措置により居宅介護支援等の介護サービスを提供する。				
対象者等	< 高齢者緊急一時保護 > 家庭の事情等により一時的に在宅生活が困難になった場合 単身で病気回復後一時的に見守りが必要になった場合 火災等により在宅での生活が一時的に困難になった場合 < やむを得ない措置 > 本人が家族などの虐待又は介護放棄を受けている場合 認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない場合				
内容	[ 高齢者緊急一時保護 ] 家庭の事情等により緊急に保護を必要とする高齢者を、一時的に区内特別養護老人ホームに入所させる。 [ やむを得ない措置 ] 措置の一環として要介護認定と同様の手続きを実施。 ケアプランを作成し、介護給付を提供する。 サービス内容 (1) 訪問介護 (2) 通所介護 (3) 短期入所生活介護 (4) グループホーム入所 やむを得ない事由が消滅した(虐待の終息又は後見人の選定)時点で、措置を解除し、契約に移行する。 [ 自己負担金 ] ・徴収金額 利用料扶助費全額 ・徴収方法 当月分の措置費の納付書を翌月に施設宛てに送付。 経済的虐待等を受けていた場合等で、措置時に必要な収入が確保できなかった場合は、経済状況が回復し費用負担が可能となった時、成年後見人が選任された時 または、支弁に応じる家族が現れた 時点で入所時に遡及して徴収する。				
経過	平成16年度2件(高齢者緊急一時保護) 平成17年度4件(高齢者緊急一時保護) 平成18年度7件(高齢者緊急一時保護) 平成19年度3件(高齢者緊急一時保護)1件(やむを得ない措置) 平成20年度4件(高齢者緊急一時保護)6件(やむを得ない措置) 平成21年度5件(高齢者緊急一時保護)4件(やむを得ない措置[短期入所3件・グループホーム1件])				
必要性	( 高齢者緊急一時保護 ) 認知症に伴う徘徊高齢者の保護施策として、高齢者の身上監護に一定の役割を果たしている。 ( やむを得ない措置 ) 老人福祉法第10条の4「やむを得ない措置」を実施するため、必要な事業である。				
実施方法	( 2一部委託 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ) 職権をもって、介護サービスを提供する「措置」であるため、原則として、区職員が対応する。 しかし、措置内容により事業者との連携を必要とする場合は、一部委託を行う。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	984	1,028	1,278	1,079	1,761	1,303	1,186	
決算額	185	264	834	759	948	477	1,186	
人件費		6,895	3,416	2,989	5,082	3,665		
【事務分担当量】(%)		80	40	35	60	45		
合計( + )	185	7,159	4,250	3,748	6,030	4,142	1,186	
国(特定財源)	0	0	0		0			
都(特定財源)	0	0	0		0			
その他(特定財源)	12	4	181	127	382	115	414	
一般財源	173	7,155	4,069	3,621	5,648	4,027	772	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	緊急一時保護件数	2	4	7	3	4	5	
	緊急一時保護(延日数)	21	17	81	62	53	39	
	やむを得ない措置件数	1	0	2	1	6	3	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
委託料	高齢者緊急一時保護	704	高齢者緊急一時保護	430	高齢者緊急一時保護	770	
扶助費	やむを得ない措置(在宅)	244	やむを得ない措置(在宅)	47	やむを得ない措置(在宅)	416	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(25年度)	
	緊急一時保護件数	3	4	5	5	-	22年度は見込み
	やむを得ない措置(在宅)件数	1	6	4	6	-	22年度は見込み

問題点・課題	（高齢者緊急一時保護） 保護した高齢者が感染症を有している場合、他の施設入所者へ感染させないために医療機関との連携構築を図る。 （やむを得ない措置（在宅）） 措置をした要介護者のケアプラン作成を依頼できるケアマネジャーの確保を図る。	
他区の実施状況	（実施区 未実施区） やむを得ない措置 緊急ショートステイ 台東、千代田、新宿、大田、世田谷、渋谷、足立、葛飾の8区で実績あり 22区で実施	

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	高齢者を保護するための緊急措置として、これまでと同様実施する。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	高齢者生活管理指導事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦			
		担当者名	坂野竜二	内線	2673			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(22年度)	生活管理指導事業費(01-12-01)							
事務事業の種類	新規事業 ( 22年度 21年度 )			建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠法令等	荒川区高齢者生活管理指導事業実施要綱			
終期設定	有 無							
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市 [ ]						
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 [ 02 ]						
	施策	高齢者の在宅生活の支援 [ 02-03 ]						
目的	自ら介護保険サービスの利用ができない高齢者に対して、生活環境改善や生活援助・身体介護等の生活管理指導を行い、高齢者の福祉の向上を図る。							
対象者等	自ら介護保険サービスの利用ができない単身者又は高齢者の世帯							
内容	区が委託した訪問介護事業所のホームヘルパーを対象世帯に派遣し、 ・生活環境改善 ・対人関係の構築 ・急性疾患等の一時的な虚弱状態に対する緊急一時的な生活援助及び身体介護 を行い、介護保険サービスに結び付ける。 [自己負担金の徴収方法] 単価250円に当月の派遣時間数を乗じた額の納付書を翌月本人に郵送する。必要に応じケースワーカーが訪問し直接徴収する。							
経過	区に対する要援護高齢者の生活支援の通報は、今後も継続することが見込まれるため、生活支援ヘルパー事業のうち、生活管理指導事業に特化した形で、区の措置的なホームヘルプを事業化した。							
必要性	地域の要援護高齢者に対する生活支援（家族等がいないため介護サービスにつながない、ゴミ屋敷清掃等）の通報は多く、今後も一定の需要が見込まれることから事業の継続は必要である。							
実施方法	( 2一部委託 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )							
	対象者の調査、決定は区が行う。訪問介護（家事援助・身体介護）は地域割りで2事業者に委託。 事業者1（大起エンゼルヘルプ） 町屋、東尾久、西尾久、西日暮里 20年度末実績（生活環境改善・対人関係構築30時間・緊急一時の家事援助・身体介護4時間） 21年度末実績（生活環境改善・対人関係構築21時間・緊急一時の家事援助・身体8時間） 事業者2（ケアサービス大和田） 南千住、荒川、東日暮里 20年度末実績（生活環境改善・対人関係構築56時間・緊急一時の家事援助・身体介護93.5時間） 21年度末実績（生活環境改善・対人関係構築48時間・緊急一時の家事援助・身体介護96.5時間）							
予算・決算額等の推移		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額			1,134	1,132	953	844	759
	決算額（22年度は見込み）			726	701	447	495	759
	人件費			11,102	10,675	4,235	3,665	
	【事務分担当】（%）			130	125	50	45	
	合計（+）	0	0	11,828	11,376	4,682	4,160	759
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
その他（特定財源）			40	59	41	45	67	
一般財源	0	0	11,788	11,317	4,641	4,115	692	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	実施件数			15	30	19	17	

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）
委託料	緊急一時の身体介護	230	緊急一時の身体介護	275	緊急一時の身体介護	338	
	生活環境整備・対人関係構築	217	生活環境整備・対人関係構築	220	生活環境整備・対人関係構築	421	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	実施件数	30	19	17	16	-	

問題点・課題	<p>生活管理指導を行うにあたり、事業者（ヘルパー）が要介護者宅等に入ることを、かたくなに拒否した場合の導入が難しい。また、当該高齢者を介護する家族がいないことにより、その後必要となる財産管理や介護サービス契約の締結が困難な場合が多い。</p>
他区の実況	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>各区とも、通報事例を中心に福祉的なホームヘルプを行っている。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
当該高齢者が成年後見制度を活用する場合についての後見報酬の助成制度の活用	当該高齢者が低所得の場合でも円滑に成年後見制度に移行できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	高齢者の権利を擁護するため、引き続き実施する。

議会議案要旨	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

<b>事務事業名</b>	緊急事務管理事業	<b>部課名</b>	福祉部高齢者福祉課	<b>課長名</b>	大内和彦
		<b>担当者名</b>	坂野竜二	<b>内線</b>	2671
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(22年度)</b>	緊急事務管理事業費(01-14-01)				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業 ( 22年度 21年度 )		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和	平成	19年度	<b>根拠法令等</b>	荒川区緊急事務管理の実施に関する要綱
<b>終期設定</b>	有	無	年度		
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市 [ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 [ 02 ]			
	<b>施策</b>	高齢者の在宅生活の支援 [ 02-03 ]			
<b>目的</b>	判断能力が不十分なため金銭管理等が困難となり、かつ、家族による支援が見込めない高齢者等に対して、区が民法(明治29年法律第89号)第697条の規定に基づく事務管理を行い、本人の生命、健康及び財産の保護を図ることを目的とする。				
<b>対象者等</b>	判断能力が不十分なため金銭管理等が困難となり、かつ、家族による支援が見込めない高齢者等				
<b>内容</b>	<p>[事務管理の開始]</p> <p>次に掲げるもののうち、本人に代わって事務管理を実施する必要があると認められる場合について、その開始を決定し、実施するものとする。</p> <p>財産の保管、 日常的な金銭管理、 親族、知人等への連絡(戸籍の調査を含む。)、 ケアマネージャー等への連絡調整、 入院、入所、通院等の対応、 その他区長が必要と認めるもの</p> <p>[事務管理の廃止]</p> <p>次に掲げるものに該当した場合は、事務管理を廃止する。</p> <p>成年後見人等が付されたとき、 地域福祉権利養護事業の契約が締結されたとき、 対象者が死亡し、財産等が相続人に引き継がれたとき、 親族・知人が財産を管理するようになったとき、 施設等に入所し、施設等が財産等を管理するようになったとき、 その他、区が事務管理をする必要がなくなったとき</p> <p>[自己負担金] なし</p>				
<b>経過</b>	現在、認知症等により判断能力が不十分となった高齢者等の支援について、医療機関や民生委員等から寄せられる相談に対し、家族の協力が見込めない場合等、家族に代わって区が財産管理や入院・入所の手続き等の対応をする事例が増えている。これらに区職員が迅速かつ的確に対応するために、事務の範囲と取扱い基準を定め安定的な実施体制を整備してきた。				
<b>必要性</b>	高齢者人口の増加に伴い身寄りのない高齢者の世話については、今後も一定の需要が見込まれることから事業の継続は必要である。				
<b>実施方法</b>	( 2一部委託 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )				
	財産の保管と日常的な金銭管理は、荒川区社会福祉協議会に委託する。				

予算・決算額等の推移	( 単位：千円 )							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	-	-	-	2,650	2,650	2,650	2,650	
決算額(22年度は見込み)				2,480	2,575	2,566	2,650	
人件費				5,551	3,388	1,629		
【事務分担当】(%)				65	40	20		
合計(+)	0	0	0	8,031	5,963	4,195	2,650	
国(特定財源)								
都(特定財源)				2,480	2,575	1,325	1,325	
その他(特定財源)								
一般財源	0	0	0	5,551	3,388	2,870	1,325	
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	<b>16年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>	<b>21年度</b>	<b>22年度</b>
	開始件数				11	7	5	
	廃止件数				8	3	7	
	管理件数				3	4	4	

## 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	財産管理業務委託	2,575	財産管理業務委託	2,566	財産管理業務委託

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	開始件数	11	7	5	8	-	22年度は見込
	廃止件数	8	3	8	7	-	22年度は見込
	管理件数(3月末現在)	3	7	4	5	-	22年度は見込

問題点・課題	<p>成年後見人を速やかに選任することが望ましいが、支援する身寄りがなく、かつ、職業後見人の報酬を支払えない低所得者のための財産管理が増えていく懸念がある。</p>
他区の実施状況	<p style="text-align: center;">（ 実施 6 区                      未実施                      区 ）</p> <p>成年後見人選任までの暫定的な対応として実施。 台東、大田、渋谷、中野、豊島、練馬の各区で実施（成年後見センターへの委託も含む）</p>

問題点・課題の改善策検討	
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容
	<p>当該高齢者が、円滑に成年後見制度に移行できるようにするための、親族申立も含む申立費用助成制度を創設する。</p>
	<p>改善により期待する効果</p> <p>当該高齢者が低所得者であっても、緊急事務管理から成年後見制度へ円滑に移行させることが期待でき、かつ、継続的な支援者を確保することができる。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	認知症高齢者の増加が見込まれるなど、公的な支援が必要な高齢者への対応が必要であることから、引き続き実施する。

議（要旨）問状	
---------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	高齢者虐待対策事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦	
			担当者名	坂野竜二	内線	2673	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(22年度)	高齢者虐待対策事業費(01-14-01)						
事務事業の種類	新規事業 (22年度 21年度)			建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠法令等	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 介護保険法		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市 [ ]					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 [02]					
	施策	高齢者の在宅生活の支援 [02-03]					
目的	養護者による高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援を行う。						
対象者等	虐待のある家族、虐待の通報の担い手としての区民、サービス提供機関						
内容	<p>区民、ケアマネ、民生委員等から高齢者虐待の相談があった時に、区が事実確認を行った後、対応方針会議を主催し、弁護士や臨床心理士（東京弁護士会等と東京臨床心理士会から推薦を受け選任した者）及び精神科医師による専門的助言を踏まえ、必要に応じ、専門的対応（弁護士による成年後見申立、臨床心理士によるカウンセリング、精神科医師のセルフネグレクト対応等）を行う。また、緊急に医療が必要なケースについて契約病院への医療保護（医師会推薦病院に常時1床確保）を実施する。</p> <p>22年度選任精神科医師 1名                  22年度選任弁護士 東京弁護士会4名、第一東京弁護士会2名、第二東京弁護士会2名 計8名                  22年度選任臨床心理士 東京臨床心理士会所属1名                  22年度医師会推薦病院 1床</p>						
経過	・平成18年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、国、地方公共団体、国民の責務等が定められた。						
必要性	高齢者の権利擁護にとって、高齢者に対する虐待を防止することは極めて重要である。						
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 東京弁護士会等と対応弁護士推薦の協定 精神科医師の個別依頼 （報償費：特別区の講師謝礼単価を準用 弁護士13,000円/1時間、臨床心理士10,000円/1時間、精神科医師13,000円/1時間 いずれも税込み） 医療機関に対応病床の確保 （病床確保料 4,380,000円(12,000円×365日)入院実費立替費1,002,640円（深刻な身体的被虐待者を2週間保護した場合の医療モデルを想定しそれが5件発生した場合の本人窓口支払経費相当額） 平成21年度実績4,474,070円(病床確保料4,380,000円、入院実費立替費94,070円)						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	-	-	7,148	6,443	6,443	6,379	6,379	
決算額(22年度は見込み)			4,559	5,671	5,397	4,852	6,379	
人件費			6,405	9,394	9,741	6,108		
【事務分担量】(%)			75	110	115	75		
合計(+)	0	0	10,964	15,065	15,138	10,960	6,379	
国(特定財源)								
都(特定財源)				2,645	3,221	430	2,360	
その他(特定財源)			236	375	1,372	62	1,737	
一般財源	0	0	10,728	12,045	10,545	10,468	2,282	
実績の推移	事項名							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
虐待の相談件数(22年度1月末実績)			71	47	56	76		
専門的相談・対応件数			10	9	10	11		
医療保護件数			2	6	4	3		

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	報償費	専門的相談・対応謝礼	708	専門的相談・対応謝礼	278	専門的相談・対応謝礼	806
	一般需用費	虐待防止パンフレット	125	虐待防止パンフレット	100	虐待防止パンフレット	160
	委託料	医療保護	4,564	医療保護	4,474	医療保護	5,383
	使用料及び賃借料			高速料金（移送用）	0	高速料金（移送用）	30

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	虐待の相談件数	47	56	76	97	-	22年度は見込
	専門的相談・対応件数	9	10	11	15	-	22年度は見込
	医療保護件数	6 (175)	4 (70)	3 (72)	5 (90)	-	( )は保護日数 22年度は見込

問題点・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・潜在しているケースを把握できるように関係機関と連携し、相談及び通報体制を構築する。</li> <li>・高齢者虐待予防に関する普及啓発活動に取り組む。</li> <li>・家族の問題（精神・アルコール・人格等）調整・支援に対する困難ケースが増えてきている。</li> </ul>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
地域連携推進会議（地域包括で地域住民・関係機関を招集し介護について話し合うつどい）の終了後等に、ケアマネ等から事例を募り関係機関で困難事例の検討会を行う。	事例検討会を開催することにより関係者の高齢者虐待に対する意識を高め、虐待ケースの早期発見を促すことができる。
対応マニュアルに基づき、緊急保護を要するケースを想定し、関係機関と介入研修等を行う。	緊急保護を要するケースは、迅速かつ適切に対応できるよう処遇技術を身につける。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	高齢者の虐待を防止するためには、個々の事例研究を進め、早期発見及び相談・支援にさらに努める必要がある。

議会議況（要旨）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	成年後見事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	坂野竜二	内線	2673
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	成年後見事業費（01-18-01） （地域支援事業費）その他事業（01-03-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	17年度	根拠	老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び
終期設定	有	無	年度	法令等	精神障害者福祉に関する法律
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	身寄りのいない認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が不十分な人について、区長が家庭裁判所に対して後見開始等の申立てを行い、選任された後見人等が成年被後見人（本人）の財産管理や身上監護を行うことによって成年被後見人の福祉向上を図る。				
対象者等	判断能力が不十分な認知症高齢者、精神障がい者及び知的障がい者のうち、身寄りがいない場合等当事者による申立てが期待できない状況にある人				
内容	<p>平成12年より施行されている成年後見制度は、家庭裁判所が成年後見人等を選任する法定後見制度と、本人が契約によって自ら後見人を選任する任意後見制度とに大別される。</p> <p>法定後見については、本人の判断能力の程度により、後見（事理弁識能力を欠く常況）、保佐（事理弁識能力が著しく不十分）、補助（事理弁識能力が不十分）の3類型に分類され、医師の鑑定及び裁判所の審理を経て選出された後見人、保佐人、補助人が本人のために同意権、取消権、代理権を行使して、契約締結や財産管理等を行う。</p> <p>本事業は、本人の保護を図るために、後見等の開始に当たり区長が申立てをするために、必要な手続き等を行うものである。</p>				
経過	平成14年度に、荒川区成年後見制度における区長による審判の請求手続き等に関する要綱を制定。平成17年度～21年度で延べ18名の認知症高齢者の後見等開始の区長申立てを行った。				
必要性	身寄りのない認知症高齢者や障がい者等が不動産の売買や預貯金に関する金融機関との取引、福祉関係施設への入所に関する契約等を行う場合には、この制度を利用するほかないため、必要性は高い。				
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ホームヘルパーや近隣等から相談を受けるなどにより、対応が必要と思われる高齢者、障がい者を把握する。</li> <li>生活状況、親族状況、資産状況の調査を行う。四親等内の親族による申立ての可能性を把握し、金融機関等に本人の預貯金状況の照会を求める等、本人の状況を詳細に把握し、申立ての可否を検討する。</li> <li>医師に診断書の作成を依頼し、診断結果を含めて後見・保佐・補助のいずれの類型で申し立てるか検討する。</li> <li>家庭裁判所に対して申立てを行う。その際、郵便切手、収入印紙、登記印紙および鑑定料を納付する。</li> <li>申立てに要した費用を求償するため、医師の鑑定終了後、家庭裁判所に対して上申書を提出する。</li> <li>家庭裁判所が認めた額について本人に求償を行い、必要に応じて後見人等への引継ぎを行う。</li> </ol>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	-	244	1,402	1,402	1,016	1,632	2,304	
決算額（22年度は見込み）		233	308	230	138	128	2,304	
人件費		2,586	1,708	1,708	6,776	1,629		
【事務分担当量】（%）		30	20	20	80	20		
合計（+）	0	2,819	2,016	1,938	6,914	1,757	2,304	
国（特定財源）		0	0		2	47	657	
都（特定財源）		83	0		1	23	328	
その他（特定財源）		107	701	701	8	47	1,256	
一般財源	0	2,629	1,315	1,237	6,903	1,640	63	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	申立件数（認知症高齢者）		3	4	5	3	3	
	申立手続き中							
	今後手続き予定							

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）		
		主な事項		主な事項		主な事項		
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）		
報償費	弁護士相談費用	0		弁護士相談費用	0		弁護士相談費用	126
	郵便切手	16		郵便切手	13		郵便切手	35
役務費	鑑定料	100		鑑定料	100		鑑定料	800
	診断書料	8		診断書料	0		診断書料	80
	収入印紙	2		収入印紙	3		収入印紙	7
公課費	登記印紙	12		登記印紙	12		登記印紙	32
	扶助費			成年後見報酬助成（低所得者）	0		成年後見報酬助成（低所得者）	1,224

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	申立件数	5	3	3	8	-	申立てにあたっては、弁護士等の専門家に相談の上で判断している。 (22年度見込)
	選定件数	5	3	3	8	-	
	選定割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-	

(問題点・課題)	<p>後見人等候補者の選任に時間を要する場合等においても早急な対応ができるよう、社会福祉協議会等による法人後見の取り組みを一層推進する必要がある。</p>
実施状況	( 実施 22 区                      未実施 0 区 )

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
荒川区社会福祉協議会内の成年後見制度推進機関とともに、連携を深めるとともに、低所得者等の相談も受けてもらえるNPO法人等を活用し、成年後見の取り組みをさらに広げていく。	後見報酬が望めない利用者の早期支援が出来ることで、区が緊急事務管理を行う期間を最小限にとどめる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	社会福祉協議会との協議をすすめ、法人後見も活用しながら、円滑かつ迅速な制度運営を図る。

(状況)	20年四定 21年予特	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会の成年後見サービスの拡充と法人後見の事業委託、助成事業の拡充</li> <li>・区民後見人（社会貢献型後見人）の育成</li> </ul> 同上
------	----------------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	特養ホーム入所希望者実態調査	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	坂野竜二	内線	2673
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(22年度)	高齢者福祉事業事務費（01-07-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 14 年度	根拠法令等	特別養護老人ホーム入所調整基準		
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市 [ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 [ 02 ]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援 [ 02-03 ]			
目的	区内特養への入所希望者に対する実態調査を行うことによって、区内5特養の施設需要を把握するとともに、入所希望者が公平な基準に従って入所できることを目的とする。				
対象者等	区内在住で特養ホームに入所の申し込みをしている要介護高齢者及びその家族等				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年7月末までの申込者について、施設ごとに入所希望者名簿を作成する。</li> <li>・8月に入所希望者に対して郵送で待機者及び介護者の状況についての調査を行う。（信愛のぞみの郷は 単独で待機者の実態調査をしている。）</li> <li>・10月に調査結果を緊急性と必要性を基準に数値化し、施設ごとの待機順位を決定する。</li> <li>・入所希望者に対し決定した待機順位を通知する。</li> <li>・名簿作成後の申込者については、名簿の末尾に日付け順で追記する。</li> <li>・回答のない者については、サービス調整係の職員が電話等により現況を確認している。</li> </ul>				
経過	平成14年8月、国より入所基準についてのガイドラインが示され、区としても区内施設について入所待機者の順位化を実施した。				
必要性	公平な基準により入所を進めるため必要な事業である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 現況調査を、郵送回収により実施。 調査項目： 要介護度 介護者の状況 サービス利用状況 介護の困難性 待機状況 項目を数値化し順位決定 待機者へ通知				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		112	131	88	113	107	107	107
決算額（22年度は見込み）		52	55	45	45	46	48	107
人件費		/	2,155	2,135	2,135	1,694	2,118	/
【事務分担量】（%）		/	25	25	25	20	40	/
合計（+）		52	2,210	2,180	2,180	1,740	2,166	107
国（特定財源）		0	0	0	0	0	0	0
都（特定財源）		39	42	0	0	0	0	0
その他（特定財源）		0	0	0	0	0	0	0
一般財源		13	2,168	2,180	2,180	1,740	2,166	107
実 績 の 推 移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	入所した人数	60	75	76	84	77	79	
	調査後の申込件数	121	176	245	162	110	156	
	調査書送付件数	560	617	551	538	571	592	
	調査書回収件数	535	532	488	503	528	505	

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	役務費	郵券		46	郵券	48	郵券

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	待機順位に基づき入所した割合	16.7%	14.6%	15.6%	15.6%	-	順位に基づき入所した人数/調査書回収件数 (取り下げは除く)

問題点・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療行為が必要な要介護者の受入が困難になってきており、必ずしも待機順位どおりに入所できるとは限らない。</li> <li>・多床室のため空きベットと待機者の男女区分が折り合わない。</li> <li>・身元引き受け人がいない要措置者の入所は経営上の理由から施設が敬遠し入所に結びつかない。</li> <li>・調査が年1回なので、調査後の申込者は、待機順位を獲得するのに、次回の調査時まで待たなければならぬ。</li> </ul>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）
	内容の差はあるが、どの区においても概ね同様の調査を実施している。

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<ul style="list-style-type: none"> <li>・区立特養の指定管理者の要件として、区が老人福祉法により措置する者についての受け入れに対する条件を盛り込むなど、措置者の受入のあり方について再検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症単身や虐待を受けている等社会福祉上保護が必要な要介護者の入所を優先することができる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新設特養も含めて実態調査書の内容・評価方法を検討する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急性と必要性の高い人の取り扱いの平等化がはかれる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・区外の助成施設(12特養)についても、緊急性と必要性の高い人の取り扱いの平等化が図られるよう、区内特養に準じた調査を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急性の高い人の入所の幅が広がる。</li> </ul>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	特養待機者の増加している中、公正かつ客観的な基準に基づく入所調整を行うために、実態調査を継続する。

議会議決要旨	平成15年一定 特養ホームの入所に対して重度優先規準の導入の検討について
--------	--------------------------------------

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	訪問指導事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	中谷 千春	内線	2674
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	訪問指導事業費（01 07 02） 訪問型介護予防事業費（01 03 01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	56年度	根拠	介護保険法、地域保健法、精神保健福祉法、
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区訪問看護指導事業実施要綱
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	1 特定高齢者であって、閉じこもり・うつ・認知症等により通所型介護予防事業への参加が困難な方を対象に保健師等が訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、介護予防指導や相談等を実施することによって、心身機能の低下防止と健康の保持増進を図る。 2 認知症や難病その他の複雑・困難な問題を抱える世帯に保健指導を行うことで、家族の精神的安定を図り、適切な介護方法の指導により家族の介護力を育成する。また、家族・介護者への介護予防支援も併せて行う。				
対象者等	区内在住の在宅療養者を対象とし、65歳以上は介護会計による訪問型介護予防事業とし、40歳以上65歳未満は一般会計による訪問看護指導事業として実施する。				
内容	1 疾病の予防・介護予防に関する指導 2 生活習慣改善など健康管理上必要と認められる指導 3 家庭における療養方法・介護方法・機能訓練方法に関する指導 4 家族・介護者・介護サービス事業者等への支援 5 認知症や精神疾患・高齢者虐待に関する相談と指導 6 住宅改修や療養環境に関する支援・指導 7 医療機関や介護サービス事業者等関係機関との連携や調整 8 その他、諸制度活用方法等に関する指導				
経過	1 昭和56年度より開始 60歳以上を対象に実施する。 2 昭和58年度より老人保健法に基づき対象年齢を40歳以上に引き下げ実施 3 平成10年度から、本事業を保健衛生部より高齢者福祉課に事務移管する。 4 平成12年度から介護保険制度との役割・関連を明確化する。 当事業は虚弱者の介護予防及び介護保険サービス導入までの療養環境整備に重点を置く。 5 平成18年度より対象者の年齢により、65歳以上は介護保険、65歳未満は一般会計とする。 6 平成21年度から、医療福祉相談の分析シートを新規に作成したので、医療福祉相談員の報償費等相当分は減額となっている。				
必要性	1 介護予防に重点を置いた虚弱高齢者に対する訪問指導が重要である。 2 高齢者人口の増加に伴い、在宅療養者も増加し、困難事例（本人・家族の問題解決能力が低い場合や虐待が疑われる場合、近隣住民等とのトラブル、介護サービスの利用や調整）への処遇に対するニーズが高くなっており、専門的な介入・支援が必要となっている。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 訪問看護師に委託して実施する				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	15,012	14,812	16,596	19,395	20,388	17,178	19,524	
決算額（22年度は見込み）	13,406	14,679	15,196	17,175	19,271	15,496	19,524	
人件費		9,719	7,139	5,880	7,566	6,760		
【事務分担当量】（%）		120	98	101	100	90		
合計（+）	13,406	24,398	22,335	23,055	26,837	22,256	19,524	
国（特定財源）					7,189	5,740	7,328	
都（特定財源）					3,594	2,870	3,664	
その他（特定財源）					7,400	5,742	7,332	
一般財源	13,406	24,398	22,335	23,055	8,654	7,904	1,200	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	訪問看護師数	7	7	6	5	8	8	5
	訪問看護指導新規申請者数	74	72	92	121	124	83	120
	委託訪問件数	1,323	1,478	1,547	1,425	1,682	1,600	1,750
	保健師訪問件数	916	695	462	424	377	400	400

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
予 算 ・ 決 算 の 内 訳	報酬	非常勤職員2名	4,710	非常勤職員1名	2,013	非常勤職員2名	4,284
	共済費	健康保険・厚生年金	699	健康保険・厚生年金	294	健康保険・厚生年金	617
	一般貸金	臨時職員	276	臨時職員	282	臨時職員	303
	旅費	特別旅費	1	特別旅費	0	特別旅費	10
	需用費	消耗品	123	消耗品	104	消耗品	222
	委託料	訪問看護指導料	13,456	訪問看護指導料	12,800	訪問看護指導料	14,000
	委託料	訪問看護師肝炎検査等	0	訪問看護師肝炎検査等	0	訪問看護師肝炎検査等	82
	負担金補助及び交付金	非常勤職員児童手当拠出金	6	非常勤職員児童手当拠出金	3	非常勤職員児童手当拠出金	6

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	訪問看護師訪問件数	1,425	1,682	1,600	1,750	1,750	
	訪問看護指導事業新規申請件数	121	124	83	120	120	

（問題点・課題）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ケアマネージャーや地域包括支援センター職員からの相談・依頼に対して、介護保険サービスに繋げるまでの基盤整備等の役割が重要になってきている。</li> <li>2 高齢者虐待や生活習慣と対人関係等の問題をもつ困難事例が、今後さらに増加することが予想され専門的な介入・支援が必要であり、随時、高齢者虐待事業との連携が必要である。</li> </ol>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 15 区 未実施 7 区）</p> <p>港区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、北区、板橋区、葛飾区</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
高齢化の進展及び特定高齢者選定・決定基準の緩和により、特定高齢者の増加が見込まれる。介護予防プランとの連携を強化する。	適時・適切な対応ができる。
困難事例に対応できる訪問看護師の確保と育成を図る。	より質の高い専門的支援が可能となる
処遇困難事例について課題を整理し、対応策を地域包括支援センターや介護事業者にフィードバックする	地域包括支援センターや介護事業者のスキルアップにつながる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通所型介護予防事業への参加が困難な特定高齢者への個別対応は重要である。</li> <li>・ 療養環境の整備と親族の介護力の育成を図る。</li> </ul>

議 議 要 旨	
------------------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	特別永住者等福祉給付金	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	長島 均	内線	2661
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）					
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 22年度	根拠法令等	荒川区特別在住者等福祉給付金支給要綱		
終期設定	有 無 年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	在日外国人で、昭和56年の「難民の地位に関する条約」批准に伴う国民年金法の改正により、昭和57年1月1日から国籍要件が撤廃された際、既に高齢のため老齢年金等の支給対象とならなかった者に対し、特別永住者等福祉給付金を支給することにより、在日外国人の福祉の増進を図ることを目的とする。				
対象者等	<p>老齢基礎年金等の受給資格がない外国人等のうち、荒川区に外国人登録又は住民登録を行った日から引き続き2年を経過している者で、以下のすべての要件に該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 大正15年（1926年）4月1日以前に生まれた者</li> <li>2 昭和57年（1982年）1月1日時点で日本国内で外国人登録をしていた者（その後帰化した者も含む）</li> <li>3 在留資格が特別永住者</li> <li>4 生活保護を受けていない者</li> <li>5 公的年金を受給していない者</li> <li>6 本人及び配偶者・扶養義務者の前年中の所得（1月1日から12月31日までの所得）が基準額以下の者</li> <li>7 荒川区障がい者福祉給付金を受給していない者</li> </ol>				
内容	<p>支給金額 月額 15,000円                  支給方法 毎年4月、8月及び12月に前4か月分を金融機関口座に振り込む。                  平成22年度分給付金に係る特例                  平成22年度の給付金に限って、受給資格があり平成22年度中に申請をした者については、平成22年4月分以降の給付金を支給します。                  現況届 毎年7月1日から31日までの間に現況届を提出する。</p>				
経過	これまで、在日本大韓民国民団東京荒川支部及び在日本朝鮮人総联合会東京都荒川支部から給付金創設の要請があり、本年度から無年金外国人に給付金を給付することとなった。				
必要性	「幸福実感都市 あらかわ」を目指すことから、無年金外国人の健全な生活の維持及び向上のために必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	受給資格者に年3回、4月分を本人の銀行口座に振り込む。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額								
決算額（22年度は見込み）								
人件費								
【事務分担量】（%）								
合計（+）	0	0	0	0	0	0	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費					福祉給付金	0

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	

（問題点・課題分析）	<p>該当者への周知方法。</p>
他区の実況	<p>（実施 11 区 未実施 11 区） 豊島区（15年度）、江戸川区、葛飾区（19年度）、北区、文京区、板橋区、杉並区（20年度）、墨田区、江東区、大田区（21年度）、新宿区（22年度）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
	推進	新規事業として、事業の周知を図るとともに、対象者の把握に努める。

況（要旨）	<p>議会議事録</p>
-------	--------------

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	高齢者等配食見守りサービス事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	小西純一	内線	2675
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	その他事業（高齢者福祉課）（01-03-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 5年度	根拠法令等	高齢者配食見守りサービス事業実施要領		
終期設定	有 無 年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護予防の推進[02-02]			
目的	自立生活に不安のある在宅の一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯に属する者等への支援の一環として、昼食の宅配を活用し、利用者の安否の確認や見守りを行い、孤独感の解消を図る。				
対象者等	申請をした者のうち、以下の基準にすべて該当する者。 65歳以上の在宅の一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等に属する者 自立生活に不安があるにもかかわらず、日中における安否の確認の手段がない者 身体的状況等により、食事の調理ができずに食事に事欠くなど、栄養補給が十分できない者				
内容	月～日曜日(週7日)の昼食を配食する。(配食日数は、事前に調査をして決めるが、介護保険等のサービスを利用する日は配食日から除外する。各業者によって配食可能な曜日と地域は異なる。) 配食業者が調理した食事を自宅まで届け、本人の安否の確認をする。(本人負担額350～650円：区負担額350円 21年度現在) 安否の確認の際に異常があれば、配食業者が区へ報告し、報告を受けた区は、緊急連絡先等に連絡する等の対応をする。				
	業 者 名	所 在 地	電 話 番 号	本人負担額	
	食事処しむら	西尾久3-16-7	3800-0663	500円	
	(有)北畔	町屋3-29-14	3895-8648	500円	
	タイハイ(株)	足立区西新井5-39-13	3898-8604	500円・550円(糖尿食)・650円(腎臓病食)	
	(株)NRE大増	西尾久7-48-1	3810-7551	500円(減塩食も含む)・550円(刻み食)	
	NPO法人荒川ケアサポートひだまり	荒川8-1-6	3807-5428	500円	
	宅配クック123	西日暮里6-27-4	5901-4567	400円・350円(おかずのみ)	
	上表は、平成21年度における受託事業者一覧である。				
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成12年度より新たに「介護予防・生活支援事業」で定められたサービスメニューのひとつとなる。また、1食あたりの食材費を340円から400円に見直し、さらに減免措置（住民税非課税者は半額）を廃止する等、受益者負担の適正化を図る。</li> <li>平成13年度より配食見守り業務の委託先を通所サービスセンターから区内の民間業者へ切り替える。</li> <li>業務を委託する民間業者は、年度によってその業者数に変動がある。（平成21年度は6業者）</li> <li>平成18年度より1食あたりの自己負担額を350～650円（原則400円又は500円）とし、区は委託料として1件当たり350円を事業者に支払う。</li> </ul>				
必要性	配食見守りサービスは、自立生活に不安のある一人暮らし高齢者等の安否の確認や見守り等だけでなく、低栄養の状態を防止して食事面から健康を維持する観点からも必要性が高い。				
実施方法	(3委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	サービス利用に当たっての申請の受理や利用評価等の利用承認の決定をするほか、利用者の経過観察や緊急時の対応等を、地域包括支援センターと民間事業者とで連携して行う。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	12,479	11,185	9,783	8,839	8,833	8,833	8,750
	決算額(22年度は見込み)	9,761	8,211	7,693	8,453	7,572	7,319	8,750
	人件費		5,258	3,587	2,733	1,694	4,072	
	【事務分担量】(%)		61	42	32	20	50	
	合計(+)	9,761	13,469	11,280	11,186	9,266	11,391	8,750
	国(特定財源)			3,115	3,423	3,067	2,927	3,500
	都(特定財源)	7,320	6,158	1,557	1,711	1,533	1,463	1,750
	その他(特定財源)					2,972	2,929	3,500
一般財源	2,441	7,311	6,608	6,052	1,694	4,072	0	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	延べ配食数 21年度は12月末現在	27,364	22,997	21,765	23,929	21,413	16,512	
	利用者の登録人数 21年度は1月末現在	531	521	424	493	495	525	
	実利用者数(年度末) 21年度は12月末現在		213	221	247	233	217	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（予算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	印刷製本費（チラシ）	77	印刷製本費（チラシ）	77	印刷製本費（チラシ）	0
委託料	配食見守り委託料	7,495	配食見守り委託料	7,242	配食見守り委託料	8,750	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	
	利用状況（延べ配食数） 22年度は見込	23,929	21,413	16,512	25,000	-	

（問題点・課題）	<p>配食業者が提供している食事の質及び量等が、低栄養予防と高齢者に配慮されたものとなっているか、検食等を通してサービス向上を図る必要がある。</p>
	<p>（実施 21 区 未実施 1 区）</p> <p>実施している区のうち、足立区は当区のように業務委託の形態ではなく、足立区内の民間事業者である「配食サービス協力店」が配食している。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
緊急時に迅速な対応がとれるように、業務を委託している配食事業者と地域包括支援センターとの連携をさらに強化する。	緊急時において、サービス利用者へ適切な対応ができるとともに、利用者にとって必要な介護予防サービスについての選択と情報提供の機会も充実できる。
業務を委託している配食事業者に対し食事内容の助言・指導を行う。	提供される昼食の質の向上を図ることにより、利用者の栄養状態が改善できる。
当サービス利用者におげんきランチやおたっしやランチ等の昼食に関する事業を利用者に周知する。	事業の周知とともに、これらの参加をきっかけとして利用者が外出する機会が生まれ、他の人との交流が深まる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	低栄養予防や見守りが必要な高齢者の在宅生活支援策として実施していく。

（状況）	議（要質問状）
------	---------